

平成23年11月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成23年12月7日～8日

場 所 第5委員会室

平成23年12月7日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第3号 平成23年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第31号 財産の処分について
- 議案第33号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 請願第3号 宮崎地方最低賃金改正についての請願
- 報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・各種ファンド事業による商工業復興支援の状況について
 - ・工業製品等の放射線量測定の実施について
 - ・「みやざき東アジア経済交流戦略（仮称）」の中間素案について
 - ・本県の雇用情勢等について
 - ・「東京ガールズコレクションSweet Xmas Edition supported by 宮崎恋旅」の開催について
 - ・「花旅みやざき」の展開について
 - ・宮崎県シンボルキャラクター「みやざき犬」について
 - ・条例報告法人以外の県出資法人等経営評価報告書について
 - ・子育て世帯向け期限付き入居の募集結果等について

出席委員（8人）

委員	長	松村	悟郎
副委員	長	渡辺	創
委員		緒嶋	雅晃
委員		蓬原	正三
委員		丸山	裕次郎
委員		内村	仁子
委員		高橋	透
委員		囃師	博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 米原 隆夫

商工観光労働部次長
企業立地推進局長
観光交流推進局長
商工政策課長
金融対策室長
工業支援課長
商業支援課長
労働政策課長
地域雇用対策室長
企業立地課長
観光推進課長
みやぎアピール課長
工業技術センター所長
食品開発センター所長
県立産業技術専門校長

長 嶺 泰 弘
森 幸 男
安 井 伸 二
後 沢 彰 宏
菓子野 信 男
富 高 敏 明
金 子 洋 士
篠 田 良 廣
平 原 利 明
黒 木 秀 樹
向 畑 公 俊
小八重 英
橋 口 貴 至
工 藤 哲 三
押 川 利 孝

空港・ポート
セールス対策監
都市計画課長
建築住宅課長
施設保全対策監
高速道対策局次長
営繕課長補佐
(総括)

矢 野 透
大 迫 忠 敏
伊 藤 信 繁
上別府 智
沼 口 晴 彦
川 野 圭 介

事務局職員出席者

議事課主査 関 谷 幸 二
議事課主任主事 野 中 啓 史

○松村委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてでありますがお手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

5日間に及ぶ一般質問、長い期間でございましたけれども、本当に御苦労さまでございました。きょうから常任委員会ということでございますので、今回の議案に対して、皆様とともに前向きに審議をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終

県土整備部

県土整備部長
県土整備部次長
(総括)
県土整備部次長
(道路・河川・港湾担当)
県土整備部次長
(都市計画・建築担当)
高速道対策局長
管理課長
用地対策課長
技術企画課長
工事検査課長
道路建設課長
道路保全課長
河川課長
ダム対策監
砂防課長
港湾課長

児 玉 宏 紀
内 栢 保 博 秋
濱 田 良 和
大 田 原 宣 治
中 野 穰 治
江 藤 修 一
河 野 俊 春
満 留 康 裕
前 田 安 徳
白 賀 宏 之
谷 口 幸 雄
野 中 和 弘
森 茂 雄
東 憲 之 介
坂 元 政 嗣

了した後をお願いいたします。

まず初めに、商工観光労働部からお願いしたいと思います。

○米原商工観光労働部長 本日は、お配りしております常任委員会資料の目次にありますとおり、11月定例県議会提出議案及び商工観光労働部をめぐる最近の動きについて御説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。今回提案しております議案の概要でございます。

まず、議案第36号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」は、国の第3次補正予算の成立に伴う補正でありまして、緊急雇用創出事業臨時特例基金への追加積み立てを行うものであります。当該積立金に係る補正前の額468万7,000円に、20億9,000万円を増額いたしまして、積立金合計が20億9,468万7,000円となります。

次に、議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、いわゆる地域主権改革第1次・第2次一括法の成立に伴い、市町村への権限移譲に関する当該条例につきまして、中小企業団体の組織に関する法律の改正並びに工業立地法の改正に伴う所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号「財産の処分」につきましては、企業立地に伴い、宮崎フリーウェイ工業団地の一部を売却するものであります。

私からの説明は以上でございます。

議案の詳細並びに報告事項につきましては、担当課長等から御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○篠田労働政策課長 労働政策課の追加補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料（議案第36号）の労働政策課のインデックスのところ、19ページをお開きください。今回の補正は、20億9,000万円の増額補正でありまして、補正後の予算額は、83億3,873万3,000円となります。

以下、事項について御説明いたします。

21ページをお開きください。（事項）宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金であります。これは、国からの緊急雇用創出事業臨時特例交付金を受け入れまして、基金として積み立てるものであります。補正予算の内容につきましては、委員会資料で御説明いたします。お手元の商工建設常任委員会資料の2ページをお開きください。宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金であります。

まず、1の事業目的であります。この事業は、国の平成23年度補正予算第3号の成立に伴い、追加交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金をもとに基金の積み増しを行うものであります。

2の事業概要であります。基金の積み立てに要する額について、増額補正をお願いするものであります。

3の補正額は、20億9,000万円で、今回の補正によりまして、補正後では、20億9,468万7,000円となります。

4の事業期間であります。原則といたしまして、平成24年度まで、この基金を財源に必要な事業を行うこととしております。

労働政策課の説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○後沢商工政策課長 商工政策課でございます。資料の3ページをごらんください。議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、私のほうからは、中小企業団体の組織に関する法律関係を御説明いたします。

改正理由でございますが、現在、中小企業団体の組織に関する法律に基づき、協業組合の設立認可や定款変更など、知事の権限に属する事務の一部を、宮崎県における事務処理の特例に関する条例に基づいて、一部市町村に移譲しているところでありますが、その事務の一部が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、廃止されるため、同条例を改正し、廃止される事務に関する規定を削除するものでございます。

削除される事務ですが、協業組合に係る事項について、命令、認可または承認をしたときは、遅滞なくその旨を経済産業大臣に通知する事務でありまして、条例の別表18の15の項(24)でございます。

施行期日につきましては、改正条例公布の日でございます。

私からは以上でございます。

○黒木企業立地課長 企業立地課関連の議案について御説明いたします。

まず、議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

議案そのものは、平成23年11月定例県議会提出議案（議案第1号～第32号）の43、44ページに記載しておりますけれども、お手元の常任委員会資料のほうで御説明させていただきます。

3ページ中段以下をごらんください。2の工場立地法関係についてでございます。

まず、①の改正理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわ

ゆる第2次一括法の公布に伴いまして、工場立地法に基づく特定工場の新設等の届け出に関する一連の事務が、県から市に移譲されることになりましたが、現在、宮崎県における事務処理の特例に関する条例におきまして、宮崎市、都城市、日向市に事務を移譲しておりますことから、この規定を削除するものでございます。

次に、②の削除される事務の内容でございますが、製造業等の事業者が敷地面積9,000平方メートル以上または建築面積3,000平方メートル以上の工場等を新設もしくは変更しようとする場合には、工事等の着手日の90日前までに届け出ることとされておりまして、その届け出の受理、審査、勧告などを行う一連の事務でございます。

施行期日は、③に記載しておりますとおり、平成24年4月1日でございます。

次に、議案第31号「財産の処分」について御説明させていただきます。

4ページをごらんください。高原町のフリーウェイ工業団地を農産加工場用地に供するものとして処分するための議案でございます。

今回、売却する用地の面積は、3万1,525.96平方メートル、処分価格は、1億1,034万860円、売り渡し先は、有限会社四位農園・代表取締役四位廣文でございます。

なお、参考といたしまして、四位農園の進出計画概要を記載しておりますけれども、ことし10月17日に地元高原町と立地調印を行いました。その後、県と四位農園との間で事業用賃貸借契約（リース契約）を締結いたしました。今回、資金計画のめどが立ったこと等もございまして、用地購入の申し出があったことから、売却の議案をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんか。

○丸山委員 緊急雇用対策の基金についてなんですが、20億余りの基金で、平成24年度、一部は25年度まで出せるということなんですが、具体的に雇用期待数はどれぐらいというふうに思っているんでしょうか。

○平原地域雇用対策室長 先月の21日に国の予算が決まり、内示をいただきまして、今、県庁内の各課、各市町村のほうで事業の検討をいただいている段階でございます。具体的に何人の雇用というのはまだ出ていないんですが、これまでと同じような事業とか人件費割合で考えますと、延べで申しまして1,400人程度の雇用を見込んでいるところでございます。

○丸山委員 緊急雇用対策の事業というのは、使いやすいんですけども、いつも問題になるのは、ことしもどうにか延ばしてもらったからよかったんですが、切れると、その後の事業をどうやって組んでいくかが非常に難しい。使い方によってはいい使い方だけでも、事業が切れてしまつとなかなか次が見えない。本来であると、一本立ちして行ってほしい。ふるさと雇用なんかは3年間で一本立ちしていくというのがあったんですが、雇用状況が非常に悪いということで国のほうもつくっていただいたと思っているんです。できればこの緊急雇用で、その後引き続き雇用になったというのを——何らかの形で市町村と連携しながら、また県のほうでも真剣に考えていただければというふうに思っております。

○緒嶋委員 22年度までにこの基金で使った人を、新たに次の雇用としてこの基金を利用することはできるわけですか。

○平原地域雇用対策室長 緊急雇用基金事業に

つきましては、つなぎ雇用ということで短期の雇用を想定しておるんですが、1人当たり1年以内の雇用ということでございますので、通常は、去年使っていた人をことしというのはなかなか難しいと思います。

○緒嶋委員 そういう中で22年度までの雇用で常雇いというか、常勤的な臨時雇用から継続的な雇用にかわる人の比率というのは全然わからんわけですか。

○平原地域雇用対策室長 事業自体が今年度までの事業ということで、まだ把握をしていないところでございます。

○緒嶋委員 できるだけ臨時雇用から常勤的な雇用に変わらなければ本当の成果というか、意義はないわけですね。臨時雇用だけで終わってはいけない。そうなりますと、宮崎県の雇用情勢がなかなか改善されないということでもあるわけですから——20億が宮崎県に来た根拠というのは何ですか。

○平原地域雇用対策室長 今回は、御存じのとおり、国の3次補正による緊急基金の積み増しということでございまして、国の理屈づけといたしましては、東日本大震災等の失業者の雇用対策であるということで整理されておりました。今回は、全体で2,000億なんですが、被災3県のうち、宮城県と福島県にそれぞれ250億、岩手県に150億を配分いたしまして、残りの金額を、簡単に言うと、その他の都道府県の雇用情勢等を踏まえて配分するやり方でされていると聞いております。

○緒嶋委員 20億という基金は、宮崎県がこれだけ欲しいというような要請をして来た基金ではないわけですね。

○平原地域雇用対策室長 そのとおりでございます。

○緒嶋委員 実際これを利用する時点はいつになるわけですか。

○平原地域雇用対策室長 先ほど申しましたように、内示を受けましてから県庁内各課、各市町村で今、事業検討をいただいております。補正でしたから、できるだけ早くとは思っているんですが、24年度の当初からというふうになるかなと思っております。

○緒嶋委員 ある程度市町村からの要請で職种的なものとかいろいろ出てくるわけですが、そのメニューというのはどういうことになるわけですか。どういう部分での雇用を対象にこの基金を使うのか。

○平原地域雇用対策室長 先ほど言ったように、あくまでつなぎ雇用ということでございますので、いろんな条件はあるんですが、特にこういう職種でとかいうような縛りはございませんで、雇用につながればいいという考え方で。ただ、当然税金を使うわけですから、公益性は踏まえた上でということでございます。

○緒嶋委員 市町村への配分の基準はどういう形でやるわけですか。

○平原地域雇用対策室長 これまでは各市町村から要望をいただきまして、幸い予算の範囲内でおさまっておりますので、御要望をいただいた額で事業を進めてきておるところでございますが、今回、20億ということでございますので、各市町村の要望がどうなるかを見て判断しようと思っておりますが、雇用情勢等を考えてということになるかなと思っております。

○緒嶋委員 雇用情勢というのは、地域性を考えてということですか。

○平原地域雇用対策室長 まだ方針として決めてはいないんですが、各地域の有効求人倍率ですとか有効求職者ですとか、その辺かなとは

思っているんですが、まだ具体的には出しておりません。

○緒嶋委員 そういう基準が決まらんまま市町村から要請を受けるということになるわけですか。

○平原地域雇用対策室長 先ほども申しましたように、これまで予算の範囲でやれてきたものですから、とりあえず要望を出していただきます。というのは、一つは県事業との兼ね合いもございまして、どのぐらい予算化ができるか、まだわからないものですから、そういうことでとりあえずは出していただこうと思っております。

○緒嶋委員 県の事業とは、どういうことを県の事業というわけですか。

○平原地域雇用対策室長 県の事業も市町村と一緒にするので、いろんな調査をやるとか、雇用につながるような事業を各課で検討いただいて出していただきます。

○緒嶋委員 ちょっと意味がわからんけど、具体的に言うとどういうことですか。

○平原地域雇用対策室長 非常に数が多いので1つだけ事例を申し上げます。我々の地域雇用対策室でこれまでやった事業で申しますと、民間提案型ということで、民間提案の事業を募集いたしまして選ぶとか。雇用につながる事業ということなので、特にこういう事業じゃないといけないということがないものですから、非常に説明が難しいので申しわけないんですが、そういう状況です。

○緒嶋委員 あなたはわかっちゃっても、私は全然わからん。

○米原商工観光労働部長 県もこの基金を財源としていろんな事業をやっているんですが、例えば、教育委員会でいいますと、学校見守り隊

ということで、子供さんたちの安全確保のために、県内の幾つかの警備会社に委託しまして、学校周辺のパトロールとか、あるいは登下校時の見守りとかしていただいているんですが、そのとき、警備会社のほうで新たに雇用をしていただくという事業があります。こんな形で、県の中でも各部各課のほうで雇用につながるような事業をやっているというものがあります。それと、市町村は市町村でもやっていただくということで、この基金は県も市町村も使っているということです。

○緒嶋委員 であれば、22年度までやったような手法で、その仕事は継続でも雇用者が変わればいいということですか。

○平原地域雇用対策室長 基本的にはそういうことです。

○緒嶋委員 市町村も、今までの経験に基づいて同じような手法の雇用を求めてくるということは考えられるわけですね。

○平原地域雇用対策室長 今回の事業については、国は重点分野の事業という名前で言うんですけども、これまで草刈りですとか、そういう作業もよかったんです。今回、東日本大震災の関係で、東日本のほうはそういう事業も結構多いので、単純作業もいいですよという話ですが、それ以外の地域については、絶対だめとは言われていないんですけども、できるだけ単純作業以外の作業で、民間委託でやってくださいということになっておりますので、そこ辺は少し変わってくるかと思えます。

○緒嶋委員 単純作業というのは基準が何かあるわけですか。

○平原地域雇用対策室長 特にこれというのはございませんが、先ほど言いました、道路の草刈りとかいうのはだめですと言われておりま

す。

○高橋委員 これまでの緊急雇用事業の中で、やり方というのはいろいろ私ども、何回となく疑問を呈したことがあると思うんですが、県が直接使うお金、市町村にお願いするお金、わかりました。ただ、民間委託というのはいろいろやり方があると思うんですね。説明の中で派遣事業者をお願いするということを部長はおっしゃいましたけれども、派遣事業者には雇用される方は、またそこではねられるわけですね。いわゆる業者がマージンを取るわけです。20億9,000万の今回の補正が労働者に直接いきますか。まず、そこをお尋ねします。

○平原地域雇用対策室長 一つは、今、派遣の話がございましたが、私どもでやっております今の事業で、派遣会社のほうで雇っていただいて、紹介予定派遣ということで、各事業主のところまで一定期間使っていただいて、よければそこに就職していただくというような事業の関係だろうと思いますが、それについては、通常は各企業から手数料を取るのですが、それについては取らないやり方にしておりまして、人件費については、それぞれ各派遣業者からそこで雇われた失業者の方に出るという形でやらせていただいております。

それから、先ほどの部長の話ですが、部長が答弁いたしましたのは、直接委託先に委託しておりますので、派遣会社にしておるわけではございません。

それから、緊急雇用基金事業については、基本的に、2分の1以上を人件費に充てないといけないという要件がございます。これは社会保険料も含んだ人件費ですが、直接雇用された失業者の方に給料等で支払われるということになっております。

○高橋委員 雇用のための税金ですから、2分の1以上は当然だと私は思うんです。うまく言えないんですけども、できるだけこの20億9,000万の今回の補正が、雇用された失業者の手元に行くやり方にしないといけないと思ってこういう問題を言っておるんです。先ほど、別な人で1年間雇用が条件だということでしたね。1年間雇用であると福利厚生も出てくるんですね。年金を付与せないかんとか、一時金を与えないかんとか、社会保険をつけないかんとか、そこまでこのお金がちゃんと行き届くかどうかなんです。これまでの事業の継続だから、これまでの雇用の中でそういうところもしっかり手だてされているかどうかは把握されていますか。

○平原地域雇用対策室長 個別にはそういう把握はいたしておりません。

○高橋委員 すべてのチェックができるかどうかは別にして、どこかでチェックをしておかないと、先ほどから言います、大事な20億9,000万がしっかり失業者の手元に届くことをお願いしたいと思います。

○平原地域雇用対策室長 当然、緊急雇用基金は、おっしゃるような形で、雇用を維持しながら次の雇用につなげようということですので、そういう形での指導をしていきたいと思っております。

○高橋委員 最後に、今、なかなか難しい面があって指定管理者になったりしているんですけども、地方自治法が変わって、民間委託する場合には直営か指定管理者かということになりましたね。従来でいうと、県や市町村の嘱託職員といいますか、そういったルートで直接役所が雇用するから、中間マージンを取ることなく真水がそのまま行っていたわけですよ。でも今

は、指定管理者とか、業者に丸投げする形が多くなってきていますね。そのほうが役所の事務が省けるから。私は、ある意味効率がよくないなと思っているんですけども、できるだけ大事に税金が使われていったほうがいいかなと思ってお話ししました。ちょっとわかりにくかったかもしれません。

○緒嶋委員 議案第31号の財産処分について、企業を誘致していただくということは大変ありがたいことでありますけれども、ここを造成するために、原価から計算した場合の価格との整合性はどうなるわけですか。

○黒木企業立地課長 比較というのは非常に難しいんですけども、フリーウェイ工業団地ができたときには、全体事業費が約35億円かかっております。分譲等が進みまして、その後、県有地化された。それ以降、今、3件目の立地ということになっておりますが、県有地化をされた際に、不動産の鑑定評価を行いまして、平方メートル当たり3,500円という鑑定評価が出た。この金額で今、売却をさせていただいております。したがって、四位農園につきましても、平米当たり3,500円という定価と申しますか、それで県のほうは売却させていただくことのでございます。

○高橋委員 評価等は別にして、建設費から見た場合にはどういう関係になるか。

○森企業立地推進局長 県有地化する前の当初の分譲価格が、35億円の造成費から割り出しをいたしまして1万2,000円ということをやっております。先ほど課長が申したとおり、評価額がだんだん下がってきたと。誘致の促進ということも含めまして、現在は3,500円まで落ちているということでございます。

○緒嶋委員 これはやむを得んというか、そう

いう形で解決したわけだから。しかし、そういうことも一応我々としては知っておく必要があるのかなど。林業公社の問題とかいろいろ懸案はあるわけですが、私は、こういうふうにして一つ解決して、企業誘致をどんどん進めるということは良いことだと思っております。

それと、また新たに7億8,000万の設備投資をして四位農園が頑張ってくださいということでもありますけれども、設備投資や企業誘致的なものに対する支援は、県はこちらのほうにどのくらいかしたわけですか。

○黒木企業立地課長 企業立地促進補助金のことだと思いますが、これはあくまでも実績払いでございますので、まだ額は確定いたしておりません。ただ、計算上と申しますか、ここに書いてございますけれども、県の補助金の対象となる予定の常用雇用者、今回30名でございますが、1人当たり30万円、それから土地代は除きますけれども、投資割として4%の補助金を交付することになるかと思っております。ただ、どれぐらいの金額が投資割の対象になるかというのは、さっき申しましたように、あくまでも実績でございますので、企業のほうが設備投資をされて、実際に雇用されて、本格操業になった段階で企業から申請をいただく。その時点でお支払いするということになります。

○緒嶋委員 今、雇用者の1人30万ということだけは確定しておるということでもいいわけですね。

○平原地域雇用対策室長 これはあくまでも計画でございますので、当然、増減があらうかと思えます。ですから、実績を見てみないとこれが確定という言い方は今のところはできません。

○内村委員 今の財産の処分についてのところ

で、従業員数が50人と出ているわけですが、新規雇用が25人で、既に25人いらっしゃると思うんです。今、どこも農業法人は外国の方の就業率がすごく高いものですから、そういうところの把握はしていらっしゃるか。そういう指導ができるのか、お尋ねします。

○黒木企業立地課長 まだ工場はできておりませんので、基本的には、これからの採用になるかと思えます。四位農園としては、なるだけ高原町のほうから、いわゆる地元のほうから雇用したいという意向を持っておられますので、基本的にはそういう方向になるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

○内村委員 そういう方向でしたらいいんですけれども、県のお金をつぎ込んで、いざ働くときには、今、ほとんど法人関係は外国の方が多いものですから、そこのところをまた今後も検討していただけるとありがたいかなと思っております。

○丸山委員 フリーウェイ工業団地についてなんですけれども、金額を下げていただいから、かなり企業立地も進めやすくなってきていると思っております。高原町もかなり手出しをしています。高原町としては、ほかの工業団地もあり、フリーウェイ工業団地だけの基金ではなく、企業立地の補助金という形で持っているものです。高原町の基金といいますか、高原町が手出しする分が、もう出せませんと仮になった場合には、多く分譲すれば今の3,500円をもっと下げるとかいうのを多分、条例の規定上くっていると思うんですが、そうなった場合には県の責任でしっかりと価格については提示していただけるということによろしいのでしょうか。

○黒木企業立地課長 今、委員おっしゃったよ

うに、高原町のほうで、今現在、たしか3億円を超える基金をお持ちだというふうに承っております。当面はその基金の中で、フリーウェイだけではございませんけれども、企業誘致のほうに使っていかれると。これは仮の話ですのでなかなか今お答えしづらいんですけれども、仮に基金がゼロになった場合は、そこは高原町と県のほうでしっかり議論をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

平米当たり3,500円というのは、これは県の公定の価格でございますので、我々としては基本的にはこの3,500円で売っていくと。今現在、高原町のほうで先ほどの基金を使って、実際はこれよりも安い金額、県は3,500円で売りますけれども、高原町のほうから一部補助が出ると、企業にとってみれば平米の単価は下がるというのが今のやり方でございますけれども、そこ辺についても、今申し上げましたように、議論をしていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

○丸山委員 一回下げてしまうと、もっと下げる下げろという企業が多分出て来ると思っています。フリーウェイ工業団地は県の工業団地ですので、その辺はしっかりと県の責任でやっていきたきたいというのが一つと、フリーウェイ工業団地もでき上がってから10年たっているものですから、10年前の企業立地の条件と今の条件というのはかなり変わってきていて、それを補うために高原町もかなり手出しをしているというのが現状です。県のほうは御存じだと思っておりますが、フリーウェイ工業団地のリニューアルというのも今後やっていかないと、新たな企業も来れない可能性があるんじゃないかなというふうに思っております。そういったことは高原町としっかりと協議していた

だいて、高原町だけが企業が来るために手出しが多くなるのではなくて、県の責任でフリーウェイ工業団地をリニューアルして、ちゃんと売り出すんだという形をぜひとっていただきたいというふうに思っているんですが、何か御意見があればと思います。

○黒木企業立地課長 まず一つは、先ほどもちょっと御説明させていただきましたけれども、県有地化を一つの契機としまして、価格を大幅に引き下げた、リース制度を導入させていただいた、そういう効果もあって今現在、3件の立地につながったと。それ以外にも金額が下がったということでお問い合わせ等がございますので、それらをしっかりと私どもとしてはキャッチしていくと。そういうことでこれから高原町と一緒にどうあるべきかも含めて議論をし、一緒に企業誘致を取り組んでいきたいと、このように思っております。

○丸山委員 第7号議案の条例の改正について、例えば工場立地法関係ですが、この条例が変更になって民間の方々が本当に喜ぶのか、市町村の事業がふえるのか、もうちょっとわかりやすく説明をいただくとありがたいです。

○黒木企業立地課長 現在は、県の条例に基づきまして、希望する市につきましては、市のほうで処理ができるようになっている。これが宮崎市、都城市、日向市でございます。事業者のほうから見ると、身近な市なりで事務処理ができる。しかも、スピードも身近ですので速い、手間もかからないということで、今回、法律改正の中での工場立地法の改正が行われたというふうに理解いたしております。具体的には、ここにございますように、敷地面積9,000平方メートル以上、建築面積3,000平方メートル以上の工場を新しくつくられるような場合、一つは、生

産施設、いわゆる工場の面積ですとか、緑地ですとか、そういう面積の届け出が必要でございます。この届け出につきましては一定の基準がございまして、生産施設面積、いわゆる工場の建物面積が敷地面積に対して30%から65%以内であること、いわゆる建築面積が絞られているということです。それ以外に、敷地面積に対して緑地面積が20%以上必要だという基準がございまして、それにちゃんと合致しているかをチェックしていただくという事務が今回、一律、市のほうに移譲されたと。事業者から見ますと、先ほど申し上げましたように、利便性が非常に高まるのではないかというふうに思っております。

今回の移譲に伴いまして、市の担当者の方に対する説明会あるいは事務引き継ぎ、研修、そういうものも私ども、これからやっというふうに考えているところでございます。

○丸山委員 利便性が高まるというのは、県のほうがこれまで厳しかったというふうに聞こえてしまうんですが……。そうではなくて、今ある一定の基準があるのであれば、条例を改正して本当に利便性が高まるというふうに理解しているのか。今言われたとおり、これから市のほうに権限がおりていって、市のほうが理解していなければ、結局、県のほうに聞いてきて、逆にまた時間がかかったりするといけないというふうに思っておりますので、その辺の技術的指導はしっかり適切にやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○蓬原委員 今の条例ですけれども、条例そのものの文章はどこにあるんですか。

○黒木企業立地課長 平成23年11月定例県議会提出議案（議案第1号～第32号）というのがご

ざいますけれども、工場立地法に関する部分はこの議案書の43～44ページに具体的な項目が掲げられております。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。質疑がないようでございます。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○後沢商工政策課長 商工政策課でございます。

まず、各種ファンド事業による商工業復興支援の状況についてでございます。

お手元の資料5ページをお開きください。まず1つ目、口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業であります。内容につきましては、これまでも常任委員会において御説明しておりますので、本日は、（5）の支援状況について御報告いたします。

平成22年度の助成開始以来、現在までに6回の助成決定を行っており、プレミアム商品券は、21市町村の延べ26の実行委員会に対し2億1,669万円、地域活性化イベントは、10市町村の延べ18の実行委員会に対して7,900万5,000円、緊急誘客対策は、7市町村の7の実行委員会に対し2,823万4,000円を助成決定したところであり、助成金の合計は3億2,392万9,000円となっております。執行率は85.5%となっております。また、市町村ごとの助成決定状況は6ページのとおりでございます。なお、助成期間は24年度までとしておりますが、県内経済の活性化を図るため、各団体に対しましては、早期の事業執行を呼びかけているところでございます。

次に、2の口蹄疫復興対策運用型ファンド事業についてであります。本ファンド事業の実施主体は、宮崎県口蹄疫復興財団であり、農政水産部が所管しておりますが、そのうち商工観光

業に関する部分の採択状況について御報告いたします。

支援期間は本年度から平成27年度までの5年間となっております。本年度分につきましては、10月に採択が行われましたが、そのうち商工観光業関係といたしまして、みやざき観光再生事業で1団体に対し4件、1億2,000万円、商工業等経済復興支援事業で4団体に対し10件、4,600万円余の事業が採択されております。

なお、商工観光業に係る採択事業の一覧は、7ページに記載しているとおりでございます。

各種ファンド事業による商工業復興支援の状況についての説明は以上でございます。

続きまして、条例報告法人以外の県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

まず、社団法人宮崎県商工会議所連合会についてでございます。

資料26ページでございます。当社団は、昭和27年に設立された法人で、設立目的は記載のとおりでございます。

次に、県関与の状況の人的支援でございますが、左側の平成22年度で御説明いたします。役員は10名で、常勤役員は専務理事でプロパー職員でございます。職員は7名で、県派遣職員が2名、県OB1名、プロパー等職員が4名でございます。平成23年度から県派遣職員を1名削減いたしましたところでございます。

次に、平成22年度の財政支出等は、県補助金6,927万円余で、その内訳は、下の主な県財政支出の内容に記載しているとおりでございます。小規模事業経営支援事業3,465万円及び建設産業等地域力連携強化事業3,462万4,000円でございます。

次に、実施事業でございますが、①に記載し

ております県等への政策提言活動以下、記載のとおりの実業を実施しております。

次に、活動指標でございます。①の小規模事業者への支援延べ件数は、目標値400件を上回る574件、②の延べ参加者数というのは、経営指導員等の資質向上のための研修会への参加でございますけれども、目標値130人を上回る136人、③の商談件数は、商談会における商談件数を指しておりますが、目標値80件を上回る85件となっております。

次に、財務状況について、平成22年度決算額を御説明いたします。27ページでございます。まず、正味財産増減計算書でございますが、經常収益から經常費用を差し引いた当期經常増減額は、351万8,000円でございます。この結果、一般正味財産期末残高は511万1,000円となっております。また、指定正味財産期末残高は738万6,000円となっておりますことから、正味財産期末残高は1,249万7,000円となっております。次に、貸借対照表でございますが、資産合計額は1,294万6,000円、負債合計額は44万9,000円、正味財産は1,249万7,000円となっております。

次に、財務指標についてですが、①の借入金は目標値どおりゼロ、②の当期収支差額は目標を達成し、黒字となっております。

次に、直近の県監査の状況であります。平成22年度の監査において、委託事業の契約書に関して注意事項がございましたので、所要の改善を行ったところであります。

最後に、総合評価についてです。まず、団体の自己評価ですが、事業は順調に推移し、財政的にも安定しており、県派遣職員や補助金の削減の中で、さまざまな取り組みを行っていることを評価して、活動内容をB、財務内容をA、組織運営をBとしております。県の評価といた

しましては、県派遣職員や補助金の削減の中、中小企業に対する経営支援や政策提言活動、商談会等、9商工会議所の先頭に立って多岐にわたる取り組みを行っていることなどを評価いたしまして、活動内容をB、財務内容をA、組織運営をBとしているところでございます。

社団法人宮崎県商工会議所連合会につきましては、以上でございます。

引き続き、宮崎県中小企業団体中央会について御説明いたします。

当団体は、昭和30年に設立された法人で、設立目的は記載のとおりでございます。

次に、県関与の状況の人的支援ですが、平成22年度で御説明いたします。役員は28名で、常勤役員は専務理事で県OBとなっております。職員は17名で、プロパー職員でございます。23年度は、県OB1名を増、プロパー職員1名を減としております。

次に、平成22年度の財政支出等は、県委託料736万6,000円、県補助金1億273万円で、その内訳は、下の主な県財政支出の内訳に記載しているとおりでございます。宮崎県中小企業団体中央会等補助金1億273万円等でございます。

次に、実施事業であります。主なものは、
(1) 中小企業の組織化推進以下、記載のとおりでございます。

次に、活動指標であります。①の組合巡回訪問件数は、目標値1,300件に対し1,117件、②の組合巡回指導事項別件数は、組合運営や事業実施、税務・経理等の具体的指導件数でございますが、目標値2,150件に対して2,106件、③の窓口・電話相談件数は、目標値1,100件を上回る1,119件となっております。

次に、29ページ、財務状況について、平成22年度決算を御説明いたします。まず、収支計算

書でございます。収入から支出を差し引いた当期収支差額は190万8,000円、次期繰越収支差額は532万4,000円であります。次に、貸借対照表についてでございますが、資産合計額は1億9,718万6,000円、負債合計額は1億909万9,000円、正味財産は8,808万7,000円となっております。

次に、財務指標についてであります。①の自主事業比率は、目標値9.0%に対して8.8%、②の自己収入比率は、目標値26.0%を上回る28.5%、③の県補助金等比率は、目標値59.0%に対し58.2%となっているところでございます。

次に、直近の県監査の状況であります。平成22年度の監査において、特に指摘事項等はありません。

最後に、総合評価についてでございます。まず、団体の自己評価ですが、活動内容は県の産業施策とリンクしており、財務内容も改善しつつあることを評価し、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしているところでございます。県の評価といたしましては、補助対象職員及び事業費の削減に取り組んでいること等を評価し、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしているところでございます。

宮崎県中小企業団体中央会につきましては、以上でございます。

私からは以上であります。

○富高工業支援課長 委員会資料の8ページをごらんいただきたいと思います。工業製品等の放射線量測定の実施について御説明いたします。

まず、1の実施の趣旨等であります。東日本大震災によります原発事故を受けまして、県内の製造事業者に対して、製品の輸出先や取引先から放射線量測定を求められる事案が生じております。このたび、機器の準備、測定の体制が

整いましたことから、取引先から測定を求められた場合等における県内製造事業者の工業製品等に対する放射線量測定をあす12月8日から実施することといたしております。

次に、2の測定対象物、測定対象者及び申込受付機関であります。測定対象物は、①の工業製品と工業製品の原料、②の加工食品と加工食品の原料といたしております。測定対象者は、いずれも、県内に事業所を有する製造事業者としておりまして、申込受付機関は、①の工業製品関係が工業技術センター、②の加工食品関係が食品開発センターとなっております。また、参考に、農畜水産物の対応を記載しております。農畜水産物に関しましては、現在、農政水産部におきまして、本県産であることのいわゆる産地証明を行っておりますけれども、輸出先から放射線量測定を求められている農畜水産物や水産加工品につきまして、県内の生産者や県内に事業所を有する製造事業者から測定の依頼があった場合には、営農支援課で申し込みを受け付けまして、食品開発センターにおいて測定を行うことといたしております。

なお、米印にありますとおり、多くの測定依頼が想定されるため、測定は1カ月につきまして1事業者で5検体までといたしております。また、①と②につきましては、東日本大震災の被災県の事業者の方も同様の取り扱いとさせていただきますことといたしております。

次の3の測定料金につきましては、当分の間、無料といたします。

測定機器につきましては、次の9ページに写真を掲載しております。このような機器を導入しているところがございます。

最後に、5の注意事項でございますけれども、測定は事前予約制といたしまして、対象物

を指定する日に持ち込んでいただき、検査後は返却することといたしております。また、測定結果が例にありますような規制値よりも高い場合には、事業者へ知らせるとともに、保健所等の関係機関へ連絡することといたしております。

説明は以上でございます。

○金子商業支援課長 商業支援課でございます。委員会資料の10ページをお願いいたします。「みやぎ東アジア経済交流戦略（仮称）」の中間素案について御説明いたします。なお、お手元には別冊で中間素案の本編を配付させていただいております。

本戦略は、21年度から推進しておりますみやぎ県産品東アジア販路拡大戦略を、情勢変化等を踏まえ見直しますとともに、新たに観光誘致や国際交通網等の分野を加えた総合戦略として、また、民間・行政が一体となって東アジア市場の開拓等に取り組む指針として策定するものであります。

なお、本戦略の策定は、県総合計画アクションプランの「観光交流・海外展開プログラム」の重点項目、「アジア市場の開拓に向けた積極的な取組」の一つに位置づけられております。

2にありますとおり、重点的に取り組む対象国・地域としまして、中国や香港、台湾等、6つのエリアを設定しております。

3にありますとおり、戦略の目指す姿を「東アジアに開かれ、東アジアとともに成長するみやぎ」と定め、3つの基本方針のもと推進いたします。東アジアとのビジネスチャンスの拡大や人・物の交流の促進を図ることにより、成長する東アジアの活力を宮崎へ取り込むこと、積極的に宮崎の魅力を発信し、宮崎の認知度やブランド価値の向上に努めて、宮崎の魅力を東

アジアヘアピールすること、オールみやざきで各分野が連携し、官民一体となった総合的な情報発信や販売促進活動に横断的・多面的に取り組むことの3点でございます。

続いて、11ページの戦略の体系をごらんください。先ほどの目指す姿と取り組みの基本方針に基づく3つの戦略を掲げております。

初めに、戦略1、県産品の輸出促進については、輸出戦略を展開する中で見えてきました①から③までの3つの課題を踏まえ、食品加工品や農畜産品等、5つの分野別・地域別のアプローチ戦略を定めております。

次に、戦略2、観光交流の推進については、関係機関との連携や知名度向上、集客対策等、4つの視点に立って地域別の今後の取り組み方向を定めております。

そして、戦略3、経済交流の基盤整備には、国際空路や国際海路といった交通インフラやグローバル人材の育成・確保への取り組みを掲げております。

最後に、戦略の数値目標や推進体制を掲げている、そういう体系になっているところでございます。

続きまして、12ページでございますが、戦略の概要をごらんください。戦略ごとの施策の方向性や今後の取り組み、基本データ等を整理しておりまして、時間の関係上、主なもののみ御説明させていただきます。

まず、県産品の輸出促進におきましては、施策の方向性として、人材・産地の育成やフォローアップの充実強化、県内業者による輸出体制、信頼できるパートナーの確保、海外拠点機能の強化等を掲げますとともに、下の表のとおり、国・地域別に重点輸出品目を定めております。

13ページに移りまして、食品加工品分野の新たな取り組みとしましては、中国では、②の上海市以外の沿海部や内陸部の市場開拓、香港では、県産品や観光等の販売・PR等に係る受信機能の強化を、民間活力の活用も含めて検討します。

14ページに参りまして、農畜産品分野では、①の県内業者を經由した輸出体制の整備や④のオールみやざきでの荷量確保を挙げております。

水産品でございますが、②の全漁連及び中国市場に強い長崎魚市等と連携した取引拡大を図ります。

15ページ、木材分野であります。④の相手国の関係者に対します情報提供やPR機能の強化に取り組めます。

製造業・サービス業の分野では、②の県内企業の輸出・投資といった海外展開や、海外企業の県内立地を支援してまいります。

続きまして、16ページでございますが、戦略2、観光交流の推進におきましては、①の九州各県や広域組織と連携した広域的な誘客の推進、②の九州や南九州のスケールメリットやマスメディアを生かした知名度向上や集客対策、③の対象国を絞った誘致宣伝や現地旅行会社等と連携した旅行商品の企画・造成・販売対策、17ページに参りまして、④の観光案内板等の受け入れ環境の整備に取り組んでまいります。

今後の取り組みにつきまして、地域別に見ますと、韓国では、国際定期便活用の旅行商品の造成支援や季節に応じた本県の魅力の提案、台湾では、国際定期便活用や南九州周遊の旅行商品の造成支援、中国では、北京、上海等をターゲットにした新たな観光需要の掘り起こし、香

港では、国際定期便を利用した乗り継ぎ便やチャーターによる直行便を利用した旅行商品の造成支援等にそれぞれ取り組んでまいります。

続きまして、18ページの戦略3、経済交流の基盤整備の国際空路でありますけれども、中国に関しましては、チャーター便の誘致等による新規路線の検討、韓国に関しては、利用率や利用時期の偏りの解消、台湾については、鹿児島などとの連携、香港・タイでは、台湾での乗り継ぎによる利用促進をそれぞれ図ります。

19ページの国際海路では、①の県内港の利用に向けた新規・増加貨物の集荷促進に努めてまいります。

20ページに参りまして、グローバル人材の育成・確保では、宮崎に就職したい留学生と地元企業のマッチング機会の提供や海外展開を担います県内の人材育成支援を図ってまいります。

以上の戦略を着実に推進しますため、庁内に東アジア経済交流戦略推進本部を設置して、関係部局の連携を強化しますとともに、オールみやざき営業チームの観点に立った官民の情報共有や一体的な取り組みを推進いたします。さらに、十全な効果検証によるフォローアップにも努めてまいります。あわせて、事業の進捗状況や今後の情勢変化等を踏まえながら、本県の海外事務所や海外駐在員のあり方についても、鋭意検討してまいりたいと考えております。

再び10ページにお戻りいただきたいと思えます。5にありますとおり、戦略の推進期間は24年度から28年度までの5年間としておりまして、その達成度を把握するために、ごらんの4つの数値目標を設定しております。

今後の手続としまして、今月から来月にかけて、2回目となりますが、関係機関等との意見交換、さらにはパブリックコメントを経た

上で最終的な案を取りまとめ、当委員会に御報告させていただきます。

東アジア戦略に関しましては、以上でございます。

それから、委員会資料の30ページをお願いいたします。社団法人宮崎県物産貿易振興センターの経営評価報告について御説明いたします。

当センターは、県産品の国内外への販路拡大・需要拡大や貿易の振興の推進等により、本県経済の発展に寄与することを目的とした公益法人であります。

本年4月1日現在、県から常務理事にOBを1名、事務局長以下に5名の職員を派遣していましたが、本年6月にその常務理事が退任し、その後に事務局長が昇任ということで、現在は計5名の派遣となっております。

県委託料は1億4,918万3,000円でございます。その主なものは、下の表に掲げております①、④及び⑤のアンテナショップを初め、物産展や商談会、ネットショップ等を通じた国内に向けた県産品の販路拡大、②と③の東アジアに向けた輸出促進やそれを支援する海外交流駐在員の設置事業等でございます。

下の活動指標の欄ですが、①のアンテナショップの売り上げについては、22年度は約9億8,500万円でしたが、23年度は、大震災の影響や宮崎ブームの落ちつき等から約7億2,200万円に、24年度は約6億5,000万円と厳し目の見通しを立てているところでございます。②の国内外への商談会・見本市については、継続取引につながるということで重視しておりまして、ごらんの数値となっております。③の県内の輸出業者数は、販路拡大戦略による計画に沿いまして順調に推移しているところでございます。

31ページに移りまして、財務状況であります。22年度の経常収益が5億4,887万8,000円、経常費用が5億6,340万8,000円で、差し引き1,453万円の赤字であります。これは、口蹄疫の影響を受けた県内企業を支援するため、臨時的に約3,000万円の予算を投じまして、県内外での物産展やカタログ販売等の事業を実施したことが主な要因でございます。正味財産期末残高は3億926万9,000円となっております。貸借対照表では、預金等の資産が4億485万3,000円、未払金等の負債が9,558万3,000円で、正味財産は、先ほどと同じ3億926万9,000円でありませ

す。財務指標でございますが、①の自主財源比率が24年度に10ポイントほど上がっております。これは、ふるさと雇用再生基金を財源にした事業の廃止により、分母に当たる総収入額が減ることが主な要因でございます。②の委託料収入額でございますが、22～23年度にかけましては、業務委託に係ります県職員の人件費の廃止や委託業務の見直しにより、23～24年度にかけましては、ふるさと基金事業の終了等により、それぞれ減少いたします。③の人件費比率については、23年度に数値が一時的に上がります。これは、22年度に実施した口蹄疫関連の臨時支出の廃止あるいは事業の見直し等によって、分母に当たる総支出額が大きく減るということが影響しているものでございます。

監査指摘でございますが、通勤手当の認定誤りがありまして、過払い分は県に返還させました。

最後に、総合評価であります。センターの自己評価では、現在、新公益法人への移行や中期経営計画の策定に取り組むとともに、今後、売り上げの確保や組織の効率的な運営に努める

としておりまして、活動内容、財務内容、組織運営、いずれもB評価としております。また、県の評価であります。センターの役割分担を踏まえた適切な経営基盤づくりが必要であると認識しておりまして、新公益法人への移行についても適切な助言等を行ってまいります。県も、センターと同じ各分野B評価をしているところでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。株式会社宮崎県ソフトウェアセンターの経営状況について御説明いたします。

当センターは、本県産業の情報化の推進とそれを担う人材の育成を図るため、国、県、市町村、関係業界が共同で出資し、平成6年に設立いたしました。総出資額は9億円、うち県の出資額が1億5,000万円、出資比率は16.7%となっております。

県関与の状況のうち県職員の出向等はありません。22年度の委託料が1億1,088万9,000円あります。その主なものは、①から⑤にありますIT関連人材の育成や行政情報システム関連の事業となっております。

事業概要の欄にありますとおり、当センターの事業は、ITに係る研修事業を初め、ネットワーク関連や資格取得後、首都圏のIT企業等に要員を派遣する事業等から成ります総合企画事業、IT企業へ部屋を貸し出す実践指導事業を主に展開しているところでございます。

財務状況でございますが、損益計算書の22年度事業収益は5億6,418万7,000円、それから事業原価や一般管理費を差し引いた事業利益は3,471万9,000円であります。事業外収益の1,098万円は、施設整備に係る国庫補助金980万円余が主なものでありまして、最終的な当期利益は4,537万6,000円の黒字であります。次

に、貸借対照表の資産は5億8,238万4,000円、負債が4,705万6,000円、差し引きの正味財産が5億3,532万8,000円です。そのうち基本金が9億円ですので、その差の3億6,400万円余が累積の損失ということになっているところであります。しかしながら、当センターは、事業の再構築による経営改善に着実に取り組んできておまして、22年度まで6期連続で黒字を確保し、今期も業績は順調でありまして、7期連続の黒字になるものと見込んでいるところでございます。

商業支援課からは以上でございます。

○篠田労働政策課長 それでは、条例、報告、法人以外の県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

お手元の委員会資料の34ページをお開きください。宮崎県職業能力開発協会についてであります。

当協会は、昭和54年に設立された法人で、設立目的は記載のとおりであります。

次に、県関与の状況の人的支援ですが、平成22年度で御説明いたします。役員は21名で、常勤役員は専務理事で県OBであります。職員は8名で、うち県派遣4名であります。平成23年度から県派遣を1名削減いたしました。次に、財政支出額は、県委託料3,346万7,000円、県補助金7,300万7,000円で、主な県財政支出の内容は、宮崎県職業能力開発協会費補助金7,300万7,000円、新規学校卒業者等雇用創出・人材育成事業1,790万円、延岡地域職業訓練センター運営事業645万8,000円、宮崎地域職業訓練センター運営事業406万8,000円等であります。

次に、実施事業であります。主なものは、(1)の訓練振興事業、(2)の技能検定実施事業等であります。

次に、活動指標であります。①技能検定受検者数は、目標値2,100名に対し2,179名、②のコンピュータサービス技能評価試験受験者数は、目標値3,010名に対し3,162名となっております。

35ページをお開きください。次に、財務状況について、平成22年度決算額を御説明いたします。まず、収支計算書であります。事業収入等の収入から事業費等の支出を差し引いた当期収支差額は219万円、次期繰越収支差額は991万5,000円であります。次に、貸借対照表についてであります。資産合計額は2億1,761万円、負債合計額は1億6,559万円、正味財産は5,202万円となっております。

次に、財務指標についてであります。①の人員費比率は、目標値50%を上回る実績値48%、②の自己収入比率は、目標値18%を上回る実績値18.4%となっております。

次に、直近の県監査の状況であります。平成21年度の監査において指摘事項等はございませんでした。

最後に、総合評価について御説明いたします。まず、協会の自己評価ですが、活動内容については、協会の自主事業により技能検定受検者の増加に取り組み、目標値を上回る成果が上がったこと、また財務内容については、22年度は徹底した経費削減の取り組みなどで成果が上がったこと、また組織運営については、今後の大幅な補助金の削減に対応するため、事務事業や組織体制の見直しが必要となり、検討していることを評価し、活動内容をA、財務内容をA、組織運営をBとしております。県の評価といたしましては、活動面については、協会の自主事業の実施等により、技能検定の受検者数の目標値達成やコンピュータサービス技能評価試

験受験者数も目標値を達成しており、また財務面については、経費削減に努めていること等を評価し、活動内容をA、財務内容をA、組織運営をBとしました。

説明は以上であります。

○平原地域雇用対策室長 本県の雇用情勢等について御説明いたします。

委員会資料の21ページをお願いいたします。まず、1の(1)の有効求人倍率の推移でございますが、全国の有効求人倍率は、ことしに入りまして0.6倍台となりまして、直近の10月が0.67倍ということで、昨年10月を0.11ポイント上回りました。19カ月連続で前年同時期を上回っております。ただ、リーマンショック前の平成18年、19年のころは1倍を超えておりましたので、依然として厳しい状況が続いているということでございます。また、本県は、10月が0.60倍で昨年10月を0.11ポイント上回って、20カ月連続で前年同時期を上回っておりますが、ここ3カ月、0.60倍ということで足踏み状態が続いておりますし、全国平均より低い水準で推移しております。より厳しい状況が続いているという状況でございます。次に、

(2)の県内の地域別の有効求人倍率につきましては、表のとおり、高いほうの小林の0.81倍から、低いほうが高鍋の0.49倍ということになっておりまして、すべての地域で前年同時期を上回っている状況でございます。また、

(3)の九州各県の有効求人倍率でございますが、高いほうでは大分県が0.68倍、低いほうでは沖縄県が0.28倍ということでございまして、九州の平均は0.57倍となっております。

次に、2の完全失業率の推移でございます。完全失業率につきましては、総務省の労働力調査で全国の月別のデータが公表されております

が、これによりますと、ことしは4%台で推移しております。直近の10月は4.5%ということで、前年同時期より0.6ポイント改善しておりますが、3カ月ぶりに前月より上昇いたしました。都道府県別のデータにつきましては、月別のものはございませんで、四半期ごとのモデル推計値が公表されておりますが、これによりますと、本県の7月から9月期の完全失業率は5.1%ということで、前年同時期より0.2ポイント改善いたしておりますが、前期より0.9ポイント上昇いたしましたところでございます。

最後に、3の来年3月の新規学校卒業予定者の就職内定状況についてであります。まず、高等学校の10月末現在の就職内定率は66.2%ということで、前年同時期と比べる4.6ポイント、前々年比でも11.8ポイント上回っております。大学につきましては、37.7%ということで、前年同時期と比べると1ポイント、前々年比でも2.6ポイント下回っております。なお、資料にはございませんが、短大、高専を含めた内定率につきましては、41.6%ということで、前年同時期より1.5ポイント上回っております。

説明は以上でございます。

○向畑観光推進課長 観光推進課から2点御報告申し上げます。

資料の22ページをお開きください。「東京ガールズコレクション」の宮崎での開催についてでございます。

本県では、本県独自の恋や愛にちなんだ神話等を活用いたしまして、主に女性をターゲットに、本県への誘客を図る「宮崎恋旅プロジェクト」につきまして、平成21年度から取り組んでいるところでございます。今回、多くの女性から支持を受けております東京ガールズコレクションが実施しますイベントを招聘いたしまし

たところ、宮崎で開催することとなったところ
でございまして、宮崎恋旅のより一層の浸透を
図ることとしております。

2のイベント概要でございます。これは、東
京ガールズコレクションのほうで作成されたも
のを使わせていただいております。日程が今
月23日、開演が14時からということになってお
ります。会場はフェニックス・シーガイア・リ
ゾートでございます。観客動員予定が5,000名と
いうことございまして、後援は私ども宮崎
県、そして特別協力が財団法人みやざき観光コ
ンベンション協会でございます。今回のステー
ジでは、ファッションショーとアーティストラ
イブ、パートナーステージということで、特に
宮崎とゆかりのある方が出席していらっしゃい
ます。モデルとしては今宿さんとか紗栄子さん
とか、そしてMCで神戸蘭子さん、こういった
方々の御出演が決定したところでございます。
雑誌やテレビ等で幅広く活躍されております本
県出身の方が数多く参加していただいております
ので、マスコミ等を通じまして宮崎の恋旅の
PRが全国に発信できるものだというふうに考
えております。

続きまして、23ページをお開きください。
「花旅みやざき」の展開についてございま
す。

まず、1の目的ですが、これまで本県で開催
いたしておりましたみやざきフラワーフェスタ
の取り組みの結果、県下全域に「花とみどりの
まちづくり」が根づきました。各地に花の名所
が誕生いたしております。これらの成果を生か
し、年間を通して観光客がいつでも好きな季節
に県内のさまざまな場所に足を運び、花を楽し
みながら、観光地や地域の文化に触れる旅を推
進するという目的でございます。主催につきま

しては、花とみどりのみやざきづくり推進協議
会でございます。

概要でございますが、(1)にございますよ
うに、年間を通した取り組みを展開していくと
いうふうに考えております。(2)の花旅みや
ざきのガイドブックです。今回大きな目玉とな
りますのが、これまでフラワーフェスタの場合
は春の期間のみでございましたけれども、南郷
町のジャカラング等、今までにない新しい観光
スポットが宮崎でも生まれておりまして、集客
も多くございます。そういったものをもう一つ
ちゃんとした旅行商品として取り上げていきた
いと。この冬の時期も日南海岸にはポインセチ
ア等ございますので、そういったものをガイド
ブック等で掲載し、旅行商品としてしっかり
売っていきたいということでございます。これ
につきましては、今まで市町村の方々の取り組
みが大分進んでおりますから、そういったもの
をさらに深めていきたい、かように考えており
ます。

花旅みやざきのスターティングイベントで
ございますが、来年3月23日から3月25日をス
ターティングイベントと考えております。場所
については、今のところ宮崎市内で調整中
でございます。イベントの内容につきましては、
「インフィオラータ in みやざき」ということ
で、花びらでスケール感のある絵を作成いた
しまして、また一般の方々も参加をすること
によって盛り上げていただきたいというふう
に考えております。同じ時期に夜間映像イ
ベント、宮崎らしさを表現する3D映像を
制作いたしまして投影をしていきたいと思
います。今までやってきた中で確実に根
づいたなというのが、「花とみどりのみや
ざきづくりコンクール」でございます。学
校とか公共施設、一般の住宅に

において、花を用いた潤いのある生活環境の創造ということを目的にやってきておりました。いろんなイベント等でも、一般の方々が自分のところの庭をガーデニングという形で装飾され、またそういったところを見に来られる方もふえておりますので、こういったところをもう少し全県下に広めていきたいと。宮崎市とか大きいところでの開催が若干多くございますので、もう少し広く県民の方々へ周知していきたいと思っております。今後、私ども、「花旅みやざき」が本県観光を支える新しいブランドになって、市町村とともに観光客の誘客に努めてまいりたい、かように考えているところでございます。以上でございます。

○小八重みやざきアピール課長 みやざきアピール課からは、宮崎県シンボルキャラクター「みやざき犬」について御説明いたします。

常任委員会資料の24ページをごらんください。知事の政策提案でございます「オールみやざき営業チーム」の取り組みの一環として、シンボルキャラクターにつきましては、当委員会でも御報告申し上げたところでございますが、先ごろ、キャラクターが完成いたしまして、お披露目を行ったところでございます。本日は、これまでの経緯なども含めまして、改めて御説明いたします。

2のキャラクターの設定でございます。

(1)にありますように、名称は「みやざき犬」でございます。キャラクターの設定といたしましては、(2)にございますように、宮崎の特産品等のかぶり物をかぶって本県をアピールする3匹の新種の犬でございまして、それぞれの名前は「ひい」「むう」「かあ」となっております。図形といたしますか、イラストにつきましては、(3)に示しておりますが、両脇の

「ひい」と「かあ」の2匹が雄で、中央の「むう」ちゃんが雌だろうという設定になっております。それぞれの観察メモに記載してあります特徴がございます。今後は、このキャラクターごとの持ち味を生かしながら、本県の魅力をアピールしたいと考えておまして、かぶり物についても、それにふさわしいものを今後検討していく必要があるものと考えております。

資料の25ページをごらんください。シンボルキャラクターの決定経過について御説明いたします。前回の委員会終了後の9月17日から2週間にわたりまして実施いたしましたMKB総選挙により、得票の多かった10作品を選出いたしました。

次に、これら10作品を対象に、10月12日に、知事やデザイナーなどの専門家を含みます8名で構成する最終選考委員会で協議を行いまして、満場一致で最優秀賞1点を決定いたしましたところでございます。その結果、千葉県在住の20代の女性の作品が最優秀賞に決定いたしました。

次に、10月19日から11月1日までの2週間の間、最優秀賞に決定したキャラクターの愛称の募集を行いました。応募総数1,302点の中から、選考委員の意見等もいただいた上で、最終的には知事が愛称を決定したところでございます。

3匹の共通の総称である「みやざき犬」と1匹ずつの呼称である「ひい」「むう」「かあ」につきましては、それぞれ複数の応募がございましたが、「みやざき犬」と「ひい」「むう」「かあ」ということで、どちらにも応募のあった方が3名いらっしゃいまして、その中から抽選で、宮崎市内の小学校1年生の男の子に商品である図書カードをプレゼントするというこ

とにいたしましたところでございます。

そして、最終選考会后、プロのデザイナーによるイラストの補整でございますとか、着ぐるみの製作等を行いまして、11月11日に、県庁の前庭で、イラスト、名称及び着ぐるみのお披露目を行ったところでございます。そして、翌12日には、高千穂通りで開かれました「みやざきてげうま国際夜市」において誕生祭を実施いたしました。お披露目と誕生祭には、最優秀賞を獲得した女性のほか、島根県の観光キャラクターでもあります「しまねっこ」を初め、県内外から数多くのいわゆる「ゆるキャラ」も参加していただきまして、「みやざき犬」のお披露目を盛り上げていただいたところでございます。

最後に、シンボルキャラクターの今後の活用方法についてでございます。このキャラクターは、今、御説明しましたように、選考の過程から多くの皆様に御参加いただいた、いわば県民共通のシンボルでございますので、広く県民の皆様に御活用いただくことを目指しておりますが、当面は、4にございますように、県が制作するイベントポスターやチラシ等の印刷物に刷り込むなどして、まずは多くの皆様に知っていただくよう活用したいと考えております。また、県内外で開催されますさまざまなイベント等に着ぐるみを派遣することを通じまして、キャラクターそのものの認知度を高めるとともに、宮崎の魅力の発信を行ってまいりたいと思っております。さらに、キャラクターグッズや県産品のパッケージなど、さまざまな形で活用していただき、周知を図ってまいりたいと考えております。現在、キャラクターのイラストを使用したいという話も来ておりますので、他県の例も参考にしながら使用手続を詰めている

ところでございます。「みやざき犬」は生まれたばかりのキャラクターではありますが、既に県内外の複数のイベントで活躍しております、本県のPRに一役買っているというふうに考えております。中には、県のシンボルキャラクターが何で犬なのかといったお問い合わせもございますが、犬は賢い動物でございまして、太古の昔から我々人類のパートナーということで、我々とともに歴史を刻んできた動物でございます。私たちも、「みやざき犬」にはオールみやざき営業チームのメンバー、あるいはよきパートナーとして活躍してもらえるように取り組んでまいりたいと考えております。多くの皆様に愛されるキャラクターとして、大いに御活用いただければと期待しているところでございます。

報告は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了しました。その他の報告事項について質疑はございませんか。

○図師委員 みやざき東アジア経済交流戦略についてお伺いしたいと思います。今後、戦略的に東アジア・東南アジアに輸出をかける、また向こうからの誘客を図るというのは——この事業に対する期待は大きいものがあると思えますし、関係業者からも先細りする国内市場よりも東南アジアへという声はたくさん聞いております。お聞きしたかったのは、今、輸出をかけている業者が県内に60社ぐらいありますね。その輸出先はどこが多いのか。資料では台湾、香港あたりが多いと書いてあるんですが、具体的にどういう業種がどの国に輸出しているのかわかれば教えてください。

○金子商業支援課長 国別の輸出先をということでございますけれども、現在、63社が輸出に

取り組んでおるところでございます。お尋ねはすべての商品について、国別に分類したものごとということでございますか。

○**図師委員** 例えば、製造業、食品加工業なりが、主に台湾に向けて今、何社輸出していますとか、統計的なものというか、分類がわかっているれば教えてほしいんです。

○**金子商業支援課長** まず、畜産加工品が4社ほどございます。水産加工品が3社、青果物が5社、焼酎関係が10社、加工品関係が32社、工芸が5社、木材が4社の63社という内訳になってございます。それをさらに国別に整理したものというのは、現段階で手持ちはございません。申しわけございません。

○**図師委員** 畜産加工なり水産、青果物等々、各品目ごとのは出させていただいておるところなんですけど、香港が一番取扱高は多くて、次に台湾というふうな資料がありました。何が言いたいかというと、今後の相手国として、どこに拠点を置いていくかというのも計画の中に織り込まれておるんですが、中国も大消費地であります。ただ、中国も上海を拠点にということがあるみたいですし、今後は北京も視野に入れていくと。また、定期便なりチャーター便も乗り入れを今後検討していくというようなお話も聞いたところですけども、上海に2度ほど市場調査に行かせていただいて、私たちが回った外資系のスーパーなり市場に関しては、宮崎はかなり出おくれ感があるわけです。市場規模が大きいのですから、今からでも間に合う部分もあるかと思いますが、日本製品なり日本商品がまだ届いていない地域、北京という話が出たとき、あそこまで入っていければいいなと思ったんです。上海を拠点にして、スーパーの常設棚を設けて23品目ぐらい置かれている実績等も見

とれるんですが、それだけではなくて、またそこから拡大していくというような具体的な戦略は持ち合わせていらっしゃるんですか。

○**金子商業支援課長** 今、御質問にありましてとおり、上海に常設棚を平成20年12月に設置いたしましたして、26品目ほど置いてございました。それでテスト販売をやったわけでございますけれども、品質とか味とかは非常に評判がいいんですが、日本での価格に比べますと3倍、4倍というような、どうしてもそこが一つのネックになるというようなところと、現地ニーズといいますと、例えば、焼酎でもきちんとしたパッケージ、贈答文化、贈答需要というのはかなりあるということで、これでは中途半端だとか、あるいは焼酎の度数が倍ぐらいないとだめだとか、いろいろなお声はいただいているところでございます。本当に生の声を聞けて、置いた価値はあったかなというふうに思っております。

上海は、日本だけじゃなく、当然、世界じゅうからねらってきておりますので、そういった中で宮崎県産をどう伸ばしていくかというのはなかなか難しい課題がございます。ただ、それで得られたデータは非常に大事だと思っておりますし、おっしゃったように、先日も北京、天津方面での商談会を国の補助金を使ってやった事業がございます。沿海部では、香港の向かい側の広州、そこらあたりも中国一の大きな国際見本市等がありますが、そこらはまだ一回も出ておりません。そういった沿海部、さらには内陸部もありますが、いかんせん、日本の20数倍の国土を有します。100万都市もごろごろしているというようなところもあります。非常にマーケットとしては大きいので、宮崎県の身の丈に合ったところも一つは見つけていけないかなというふうに思っております。

今、原発による輸入規制が非常に厳しくなっておりまして、この前、一部緩和してもらったんですが、まだフル商品を出せないという状況もあります。それも早く門戸が開かれることを期待しておるところでございます。

○函師委員 上海での取り組みに期待するところですが、おっしゃるように、今は針の先に火がついたぐらいの取り組みだと私は思います。ただ、それから大きくなる可能性があるから期待するところなんですけど、私たちが回った市場は、北海道が大々的に乗り込んできておって、日本製品というネームバリューよりも北海道製品というネームバリューのほうが上海では一般的ですよというぐらい、北海道産品があふれかえっていました。今、日本政府に輸出許可申請をされている畜産品類も、もう日本語表示であふれかえっているわけですよ。なかなか表から入っていけないところを、大手の総合商社と連携しながらそういう製品を並べていっているという話も聞きまして、県独自で販路開拓をしていくのもよくわかるんですが、こちらの資料にもありましたが、貿易の実務や商慣習、海外市場、各国の規制など、輸出に関する知識を持った人が不足していると。それは県の問題ではなくて、そこにきずなをつくっていくという作業から入られるんでしょうけれども、そういうノウハウは大手の商社は持っているわけです。ですから、一日も早くといいますか、宮崎を広めていくためにも商社との連携というのも一つ視野に入れていただきたい。

また、商社の方と話す中では、輸送に関しては、こちらから輸出をかけるのであれば、コンテナは空では帰さないんですよ。こっちから輸出すれば向こうからも入れるというような何かツールがないと、ただ輸出、輸出だけでは話

はなかなか前に進みませんみたいなことも言われていましたので、そういうウイン・ウインになるような今後の東南アジア戦略というのを考えていただきたいなと思います。

○金子商業支援課長 全く御指摘のとおりかと思っております。小さなロットでかき集めて送ったところでコンテナが埋まらないというような状況もありまして、太い商流なり物流を持ったところに一緒に乗っけてもらうというのが一つと、私どもの加工品、農政のほうの農畜産品、オールみやぎきの荷というんでしょうか、そういったものも合体していかないとなかなか厳しいかなと思いますし、現地のパートナーが持っているらっしゃる物流ルートも当然活用すると。

おっしゃるように、商社というのはそういった面で専門の知識、ツールを持っていらっしゃいます。ただ、いろいろと依頼するとまたそのマージンというんでしょうか、そういった分で結局実入りが少なくなるという一面もありますけれども、リスクの面とかを含めて総合的に判断して、そういう商社等が持っているルートを活用したほうがいいということになれば、それは当然、業者の意向を確認しつつ活用してまいりたいと思います。

○緒嶋委員 みやぎ東アジア経済交流戦略はすばらしいと私も思います。しかし、人的なつながり、信頼できるパートナー、そういうものを含めた場合には、海外に駐在員的なものをふやしていかないと。この前、韓国からも県の職員は撤退したわけでしょう。物産貿易振興センターでは、海外駐在交流員の設置事業は予算を減らしておるわけですね。言うこととすることの整合性があるのかなと。目標はいいんですよ。お互いの信頼関係をつくるためには、県の

職員、駐在員等もある程度人的なつながりの交流の中でお互いの関係を深めていかにや、作文としてはすばらしいけれども、本当にこれだけ達成できるのかなというような思いもします。

それと、外国人の宿泊者数ですが、28年に9万人となっておりますけれども、外国人の宿泊者数は、平成19年には9万4,000人だったわけですね。28年に9万人という目標は、過去の実績にも達せんと。逆に言えばそれでいいのかなという気もするわけですが、このあたりはどう考えておりますか。

○金子商業支援課長 まず1点目は私のほうからお答えをさせていただきます。委員がおっしゃいました現地事務所の機能ということでございますが、御紹介があったように、ソウル事務所につきましては、一定期間が過ぎたということもありまして、見直しをしたところでございました。あと、民民のベースでさまざまな人脈ができ、ノウハウを蓄積したという判断もあったところでございました。今、現地は、上海事務所と、それから駐在員という形で台湾に1人置いている状況でございます。今、各県もそうですが、ねらっておるのが、香港という市場で、ASEANとか中国本土へのいわゆるショーウィンドーというような地勢的位置にありまして、そこにいろんな事務所をつくってきているという動き等もございます。ただ、こういう財政状況の中で非常に費用もかかることでございますので、当然、状況をにらみつつやっています。例えば、先般、木材業者の方とお話をさせていただいたんですが、現地の旬な情報を即座に欲しいと。それをつないでもらったら、私どもが今度は営業に行くんだと。そういうアンテナ機能も欲しいというようなお話等もありました。それは香港あたりも同じであり

まして、現地の旬な情報が欲しい、また、需要があったときにはすぐに飛んで行って営業もかけたんだという同じようなお話等もいただいています。そこらを踏まえまして、総合的に判断して、アンテナ機能の充実ということは頑張ってもらいたいと思います。

○向畑観光推進課長 御指摘の海外からの宿泊者数なんですけれども、韓国、台湾、中国、香港の4カ国の最近の観光動向を見ておりますと、直行便等がない部分、厳しい状況がございます。ことしになりまして大震災や原子力の影響等を見ておりますと、なかなか戻りが厳しいのかなというのもございまして、私ども、4カ国でのトータルでいきますと9万人というのを目標値にしているところでございます。これから先もっと頑張っていかなきゃいけないというのは十分に理解しているところなんです。韓国にしても、台湾にしても、どうしても日本だけではなく海外との厳しい競争をやっておりますので、その中でちょっと高目の数字になったのかなというふうには私ども判断したところでございました。

○緒嶋委員 私はその9万人が過去の実績よりも低いので、高目というよりも、戦略としてやるならそれ以上の目標でやらなきゃ、戦略としての大義名分が立つのかなという気もします。

それと、18ページの経済交流の基盤整備の中の施策の方向性の中で、新規航路の開拓ということも言われておるわけですが、具体的にこの取り組みというのは進められておるわけですか。

○金子商業支援課長 先般、副知事がヘッドになりまして北京のほうに訪問されまして、そこでチャーター便に関する意見交換をされてきたところでございまして、特に北京とのチャー

ター便の開設について、今後、取り組みを強化していくというふうな状況でございます。

○緒嶋委員 具体的に開拓と書いてあれば、これは来年からの一つの戦略でしょう。それならばそれなりの準備をしなければ、来年になって新規航路をといてもなかなかいかんし、宿泊客も中国から21年は1,700人しか来ていないわけですね。空路が開拓されれば当然ふえるだろうと思うんです。そうなれば、目標としては外国人の宿泊客も9万人よりも多くなるように努力すると掲げたほうがいいんじゃないのか。過去の実績では19年に9万4,000人もあるのに、28年には9万人にしかありませんというのは、数値的に整合性があるのかなという気がしてならんわけです。

○向畑観光推進課長 申しわけございません。17ページの資料にあります9万4,000人といいますのは、韓国、台湾、中国、香港以外の国から来られた方もここに入っております。

○緒嶋委員 みやざき東アジア経済交流戦略と書いてあるから、当然、この守備範囲の数がこうなるのかなと。だから、数字の置き方は整合性を持ってやらんと、これを見ただけでは、東アジアから何名だというのがわからんわけですね。外国人の中では韓国、台湾、中国、香港から9万4,000人来ているわけですから、9万人というのはまだふえていいんじゃないかという気がするわけです。どうもここの数字がわからん。これは全体というのが入っておるわけですか。数字のトータルの出し方が、その他がどれだけと書いてあればいいけど、計算すればわかるわけですが、どうも出し方が……。香港からも平成10年には8万ぐらい来ておるわけですからね。

○米原商工観光労働部長 この数字につきまし

ては、観光だけではなくてビジネスも含めた数字でございますけれども、今、御指摘がありましたように、目標値が低いんじゃないかということでございますので、ちょっと検討させていただきたいと思っております。ただ、今の状況から見たときに、かなりきついものがあるものですから、これでも我々としては、当面の話としてはちょっと頑張らんといかんかなという数字に設定したつもりであります。

それから、国際空路の話ですが、これは県民政策部が中心にやっておりますが、さっき、商業支援課長が申しあげましたように、中国については中国国際航空というのがありまして、8月に副知事がこちらのほうに訪問しまして、いきなり定期便というのはあれなものですから、チャーター等についてどうだろうかというようなことをお願い等に行っております。このように新しい航空路につきましても、いきなりというのは難しいものですから、プログラムチャーターとか、そういったもので実績を重ねて、定期でいけるなという形で、今までもソウルにしろ、台北にしろ、実現してきておりますから、そういった形の地道なお願い、あるいはチャーター等で実際に乗っていくという実績を踏まえた先ということ、それについてはいろいろこれからも努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 それと、台湾の空路も今度は鹿児島が週3便とかということになると、宮崎便そのものの存続が危ういんじゃないかなと。今の中華航空は、こちらから行った場合でも、ある程度遅く着いて、1日目は泊まるだけです。向こうから帰るときは、向こうの宿泊地を朝4時ごろ起きないと間に合わないというように使い勝手が悪いんですね。週3便の鹿児島便ができ

ると、宮崎便の利用客はますますもって少なくなるんじゃないか、鹿児島に乗っ取られるんじゃないかなという気がするけど、その心配はないですか。

○向畑観光推進課長 私どもも同様な懸念は持っていたところでございます。先般、知事を筆頭とするトップセールスにも、そういったこともございましたものですから、チャイナエアとか台湾の旅行エージェントの話伺いました。台湾の旅行エージェントの発想としては、ちょっと長い旅、2泊3日にしても4泊5日にしても、発地と着地を別々にした旅行商品が作りやすいというのが一つございます。現時点におきましても、宮崎に入ってこられたお客様は宮崎でお泊まりになられて、鹿児島に行かれて、宮崎から出ていかれる。そうなってくると、例えば宮崎での宿泊にしても、鹿児島での宿泊にしても、帰るときのロスが出てきます。特に南九州での2つの空港があることによって、バリエーションに富み、そして時間設定もしやすい。最近の旅行形態は個人旅行者がふえていますので、そういった方たちの組み合わせもしやすいというふうなお話も伺っております。特にこの件は、鹿児島県と以前からお話をさせていただいていたんですけど、やはり広域観光という着眼を持ちまして、熊本県も含めて3県でルートを設定することによって、桜島から指宿を回って帰っていけるというような幅の広がりが出てくるんじゃないかと考えているところです。

○緒嶋委員 今言われたように、広域観光のメリットが生かせるようになればそれでいいんだけど、果たして本当にそれが生かせるのかどうかという懸念がありますので、そういう点は十分考慮しながら考えていただきたいということ

を要望しておきます。

○松村委員長 委員の皆様にお諮りしますけれども、午前中の質疑はここまでとしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、商工観光労働部関係、質疑をお願いします。その他の報告事項に関して質疑はございませんか。

○蓬原委員 30ページ、物産貿易振興センター、2回ほどふるさと雇用再生特別基金、なくなるからというような言葉があったように聞こえましたが、緊急雇用については一部25年までということ、県議会も決議をして、延ばしていただいて、今回の提案になっていますけれども、このふるさと雇用再生特別基金については、国の延長とかの動きは全然なしですか。

○平原地域雇用対策室長 今お話にありましたように、緊急雇用については20.9億の積み増しができるようになったんですが、ふるさとのほうについては、これまでそういう動きはございません。これまでも緊急と一緒に要望しておるところなんです、東日本大震災の関係で、先ほど言いました緊急の割り当て分と別途、1,510億でしたか、東北の3県に配分するというようなこともございますし、非常に財政的に厳しいということで、今のところ、ふるさととは積み増し等の動きはございません。

○蓬原委員 わかりました。

10ページ、みやざき東アジア経済交流戦略に

ついてですが、まず、この素案ですけれども、確かに、県庁でおつくりになっただけあってよくできていると思っておりますが、これは県庁内部で、オリジナルでおつくりになったのか、あるいはどこかの外部のコンサルでおつくりになったのか、そこを教えてください。

○金子商業支援課長 これは、庁内関係各課も含めて、委託をせずに直営でつくりました。その間、関係団体・機関との意見交換もやった上で反映させたものでございます。

○蓬原委員 主管、執筆はどちらですか。

○金子商業支援課長 表紙に書いてありますとおり、原稿は当然、関係課からもいただいて、全体調整は私どもの課でやったところでございます。

○蓬原委員 えてして何々計画というのは、コンサルがいて、極端なことを言うと、長崎県を宮崎県に変えればいいみたいな、そういうのがよくできて、同じようなことをやっているということになってしまっているから、我々はオリジナルでないと宮崎県の独自性を出せませんので、冒頭にちょっと意地悪な質問をさせていただきました。

輸出ですが、木材と宿泊客については、企業数等、数値目標が出ていますが、現在の輸出額は宮崎県からは大体どれぐらいこの対象地域にあって、その28年度の目標、いろんな品目があると思うんですが、それはここの中には出てこないのでしょうか。

○金子商業支援課長 私どもは、輸出の会社の数とか輸出額については、貿易実態調査というのを毎年やっておりまして、これはアンケート調査ですから、一応把握はしておるんですが、全データをつかんでいるかというのと、そうじゃない部分もございます。一応つかめた範囲で

今、63社というのを載せております。数値目標を設定する際、今やっています県産品の戦略をつくる時も、現状においては一つでも多く輸出に取り組む会社をふやすことのほうが、金額をふやすことよりも大事じゃないかという判断がありまして、ずっと数で捕捉をしてございます。県の総合計画においても輸出企業数というのを指標に設定しておるところでございます。その額につきましては、あくまでも63社ということで申し上げますと、9億9,000万円ほどになってございます。

○蓬原委員 この前も、宮崎県をできるだけ経済的によくするというので、県際収支の質問をして、その後、産業再生・エネルギー対策特別委員会の場で、県際収支に関する統計を、統計課から来ていただいて報告を受けたところでした。国内の県際ということですけど。宮崎県の場合は国際というのは余りないだろうということだったんですが、ここで国際戦略をやるわけですから、大きく言えば県際、いわゆる輸出・輸入が幾らかという中ですから、できたら今の輸出額が幾ら、輸出入でもいいんですけど、これをどこまでふやすんだというトータルの経済としての数値があるとなと、希望として申し上げておきたいと思えます。

あわせて、先ほど函師委員から商社の話が出ました。現地との関連、ネットワークといいたましようか。私が思うのは、今の日本から、例えば中国で言えば企業が2万数社行っているんだそうですね。製造業で働く人たちもここ10年ぐらいで百何十万減っている。ということは、海外に行った人もいるんだろうし、それだけ日本人が、2万社ですから、10人行っても20万人ですか、相当な数の日本人が今、海外で働いている状況だと思うんです。恐らくそれ以上の相当

な数字だと思います。

焼酎の例ですけれども、ついこの前、霧島酒造がいよいよ全国一の生産量になるという話で、おもしろいエピソードがありまして、ゼネコンにいた人の30年前の話ですけど、飯場に地方から働き手が来ている。鹿児島と宮崎の人たちが飯場に来ている。この人たちはふるさとから送ってもらった焼酎を飲んでいる。ところが苦い、臭い。都会の人だとか東北の人たちにはばかにされていたと。これがいつの間にか時間を経て、今や焼酎が銀座にあってもおかしくないし、北海道にもありますね。これを広めたのが、そういうこっちから出ていった人であった。北海道に広まったのは、自衛隊の人たちが持って行って飲むうちに、健康ブームとか、つくり方が低温醸造になって苦み、臭みがなくなったというのもありましようけれども——そういうことを言われていますから、宮崎県ゆかりの企業でも、今、中国に出ているところはいっぱいありますね。都城の霧島工業クラブ関係でも結構行っていますけど、そういうところを一つの手先という言い方はおかしいけど、タイアップして、向こうに進出している企業等、あるいは県人会は今、上海にあると聞いていますが、こういうところをうまく利用して、いわゆるロコミみたいなことで行くのも——商社も一つの手だと思います。こちらは仕事としてやるでしょう。そういうネットワークで広げていくというのも大きな戦略上の力になるんじゃないかなと。一つの例として苦い、臭い、小ばかにされた焼酎の話を出しましたが、じゃないかなと思います。それが13ページに書いてある、いわゆる民間活力の活用といったときに、その辺も視野に入ると結構根強いものがあるし、広がりがあるんじゃないかなと思うわけで

すが、何か感想があったら。

○金子商業支援課長 全く御指摘のとおりかと思っております。私ども、民間団体と意見交換をする際もそういう声が出されまして、宮崎が持っている県人会のルート、ゆかりの企業のルート、ゆかりの方のルート、いろんなことをフル活用してやるべきだということでございました。

それと、上海だけでも多分10万人ぐらい日本人がいらっしゃるということですし、この前水害の出ているタイあたりも4万人以上在留邦人の方がいらっしゃるということもありますので、そういった日本人のいわゆるツールと、香港につきましては、御案内のとおり、宮崎牛の指定店、マカオも含めると11店舗ほどあると。あれも宮崎の情報発信の一つの機能を持っているのかなというふうに思います。さまざま御提言があったことも踏まえながら、最終的な戦略の中ではもう少し具体的な方策等も書き込んでいければと思っております。

○蓬原委員 世界にはびこる中国人という説があって、どこに行っても何とかチャイナタウンはいっぱいあるわけですね。逆に日本人がジャパニーズタウンをつくるぐらいの気持ちで、上海に行けば宮崎県人会がある、北京に行けば北京の宮崎県人会がある、香港には香港の宮崎県人会があるということで、長いスパンになるでしょうけれども、長い目で見るとそういうことをつくっていくことも一つの営業戦略ではないのかなというふうに感じましたので、総合政策課との関係もありましようけれども、ひとつ議論をしていただくとありがたいというふうに思っています。

緒嶋委員から出ましたけど、国際航路の関係ですけど、鹿児島が3便になったという話で、

さっき話を聞きましたら、総務委員会でも相当この議論があっているようでした。宮崎県はとられてしまうんじゃないかと。昼飯を食べながら話をしたのが、我々は向こうから来ていただくことばかり考えていますけど、台湾は台湾で我々に来てもらいたいわけですから、そうなったときはどうしても、大都市につながる、福岡、広島、大阪、東京につながる新幹線のある鹿児島というのは、向こうから見るとかなり魅力的なんじゃないかなというような話をしたときに、そうすると宮崎というのは鹿児島との取り合い——インとアウトの関係もさっきお話になりましたけれども、もし将来、客が減ってどっちかとなったときには、宮崎は、競争力上弱くなるんじゃないかなというような話もしたところでしたが、そのためには相当強力な活動とかやっておかないといけないなというような一つの危機意識といいますか、見通しを持ったところでした。そのあたりはどうなんでしょうか。先ほども話がありましたけど、もう一回。

○向畑観光推進課長 先ほどもお話をさせていただいたんですが、どうしても新幹線の効果というのは大きいと思います。新幹線を使った旅行商品をつくっているエージェントもいらっしゃいます。一方、新幹線の料金を加味しますと、台湾とか韓国等での宮崎に持ってくる旅行商品と比べると数万円の差が出てくるということで、昨今の流れからいきますと、大震災と原子力の問題等で日本を敬遠するという動きがございます中で、今、どうしても料金を下げているような状況でございます。下げている中で新幹線料金をオンした形では、最近の動きですけども、なかなか厳しいのかなと。一方、広域観光、特に九州の場合は、北九州の流れと南九州の流れは大きく違ってきているのかなと。

熊本の阿蘇から高千穂、そして桜島、霧島等々を考えますと、南九州の広域観光を私ども推進することによって、新幹線で来られたお客様も含めて、ある程度取り込むことができるんじゃないかなというふうに思っております。先般開かれました観光議員連盟総会の際にもお話をいたしましたけれども、やはり広域観光がこれから先、私どもが強力に取り組まなくちゃいけない最重要課題なのかなと思っているところでございます。

○蓬原委員 頑張ってください。

話は変わって、6ページですけど、各種ファンド事業による商工業復興支援の状況（23年10月末現在）、各市町村の執行率というのがありますが、場所によってはこの10月末現在で100%のところもありますが、39.6%と非常に進んでいないところがあるんですけど、これは景気対策だから、できるだけ早くやらないかんし、また、この数字を見るとやり切れるのかなという気もしますが、どういう状況なのか教えてください。

○後沢商工政策課長 今、御指摘のとおり、執行率にばらつきがあるところです。まさに今おっしゃったように、景気対策というか、経済対策という意味でも、我々としてもなるべく早くこの事業を活用していただいて、お金を回していただきたいと思っておりますので、事あるごとに、まだ申請していない市町村など関係団体については、なるべく早目にやってくれということでお願いをしております。いずれの市町村も、現段階で、年度はまだはっきり言えないというところも結構あるんですけども、なるべく早くこれを活用して事業をするという意向についてはお聞きしているところです。

○丸山委員 関連で、7ページの応援ファンド

の事業でお伺いしたいんですが、上のほうはコンベンション協会なんですけど、下のほうは提案公募型助成事業というふうに書いてあるんですが、これの要件といいますか、一回申請したら同じところは使えないという仕組みにしているのか。また、5年間ですので、残りは4年間だというふうに思っているんですが、こういう事業をやって本当によかったから、こういう事業を、各市町村、また各商工会議所とか、そういうところでもっとやってほしいというようなPRはやっていらっしゃるのでしょうか。

○後沢商工政策課長 このファンド事業自体は農政水産部のほうで所管されていますので、その判断基準なんかは私のほうから断定的なことを申し上げる立場ではないんですけれども、一度申請して採択された事業が二度と採択されないということはないであろうというふうに私としては理解しております。例えば、この資料でいうと、中央会でやられている事業ですけれども、発展型食品産業振興事業といったものは、事業内容としては継続的な取り組みが前提になるものでもありますので、こういったものは、当然審査は経るんでしょうけれども、継続的な取り組みを御支援いただけるというふうに理解しております。

○丸山委員 これは後から農政水産部等にも聞いてみたいと思います。

先ほどから質疑のあるみやざき東アジア経済交流戦略のことについてなんですが、対象地域は中国ほか、ASEANまで書いてあるんですが、できればインドという地域もあっていいんじゃないかなと思ったんです。インドは東アジアから外れているからということかもしれませんが、インドも今後、人口の伸びとか経済発展するというのはよく言われているんです

が、その辺の考え方はできなかったんでしょうか。

○金子商業支援課長 確かに、インドも検討の中には入っておりました。将来的に中国の人口を追い越すかもしれないというふうにも見込まれておりますし、人口も中国みたいな少子高齢化ともちょっと違うというようなことで、購買層に非常に厚みがあるというふうなことを言われているんですが、いかんせん、地理的な遠さとかもありますし、それと、インドをいきなり攻めていくというよりも、シンガポールからインドに行く流れというんでしょうか、インド系の方がシンガポールには3割ほど住んでいらっしゃるというようなことで、まず、そこらの市場でしっかり認知をつくって、それからインドのほうに向かっていくというふうな作戦のほうがいいんじゃないかというようなことで、現段階では東南アジアまでしか載せませんでした。

○丸山委員 私も九州内の議員とか、また他県の議員とも話をするとき、やはり皆さん考えているのは、東アジアというふうに戦略を練っているときに、先々を見るのであればインドまでしっかり見据えていかないといけないというふうに思っていますので、シンガポールということでありましたけれども、先々を見据えて戦略的にしていかないと、九州は特にだと思っておりますが、恐らくほとんどの県がこの東アジアに向けて戦略を打っていつている。逆に宮崎はおくれぎみじゃないかなというふうに思っております。これで本当に大丈夫かと心配な面もありますので、もっと積極的にやっていただきたいというのが1点であります。

宮崎の物を売るというときに、12ページに農産物の品目が書いてありますけれども、宮崎の売りというのをしっかりやっていかないとなか

なか伸びていかないというふうに思っているんです。何が売りなのかというのは農政水産部がしっかりやっていくのかもしれませんが、PRがうまいのは商工サイドだというふうに思っているんですが、宮崎の農産物の売りというのを、この戦略の中でどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思っています。

○金子商業支援課長 宮崎で売りという場合、まずは農畜産品というのが武器になろうかと思っていますし、今、一番力を入れていますのが宮崎牛でございまして、この前も知事がプロモーションに行ったところでございます。宮崎牛というのが一つの看板商品ということになろうかと思っています。それから、完熟キンカンとか、マンゴーとか、そういった高付加価値の部分については、今後、強みということで伸ばしていきたいということでございます。それから加工品でございしますが、やはり宮崎といえど加工品の代表格は焼酎でございまして。それから漬け物類、これが結構海外で評判がよくて、既に定番化しているものもございまして。あと調味料ですとか、ユズ系のももの伸びているような商材がございまして。いずれにしても、宮崎の特徴を出せる商品というんでしょうか、そのイメージリーダーをしっかりとつくって、その後、次の商品が攻めていくというふうなストーリーでいきたいと思っています。

○丸山委員 一品一品もそうなんです、焼酎であれば鹿児島との差は何なのかということもあつたりすると思うんです。そのときにどういった売り方をしていくのかという宮崎の特殊性をしっかりと売り出さないと、負けてしまう可能性もあるというふうに思っております。例えば、宮崎のほうでは神話伝説があるから、これ

を生かしていこうと。来年の古事記1300年を踏まえてやろうという話もあつたりしますので、そういう宮崎らしさというのをもう少し表に出しながら、向こうで物産品を買っていただくことによって、観光に足を延ばしてみようとか、そういう戦略もしていただかないと、ただ物売るだけじゃなくて、全体的な宮崎のPRというのをしていただけるようなことを、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

また、牛肉に関しても、なかなか政府が認めてくれない、交渉中というふうに書いてあります。これが一番大きな売りということでもありますけれども、なかなか厳しい状況で、特に中国等には、本来は売りたいんだけど、実質は裏の世界では流れているんじゃないかという話もよく聞く話ですけれども、今後、どうやって牛肉を売っていくかというのが大きな課題だと思っていますが、現状はどういうふうに認識されているか。国がどれぐらい交渉されていて、今後売れるという見込みがあると思っていますのかというのを伺いたいと思います。

○金子商業支援課長 牛肉の輸出に関してでございますが、かつて日本ではBSEが平成13年に起こっています。それから口蹄疫が22年に起こっているというような状況で、非常に今、厳しい規制が入っております。今のところ可能なのは香港、マカオ、シンガポール、タイ、近いところではその4カ国というような状況で、宮崎もかなり対米輸出を初め牛肉に力を入れておったんですが、出鼻をくじかれたというような状況がございまして。この前、知事も訪問しましたとおり、宮崎牛を一つの看板ということで売り出していく。指定店も11店舗あるということもあります。それから、近々、香港からもまた宮崎の訪問団も入る予定になっていまして、

その場でもセールスをしたいというふう
に思っております。以上でございます。

○丸山委員 12ページに清涼飲料水が書いて
ありますが、よく耳にするのは、水を輸出しよう
という企業がうわさではかなり多いんですが、
県としては、飲料水の輸出をどんどんしてもい
いというスタンスでいるのか、どういうふう
に考えていらっしゃるのかというのを伺いた
いと思います。

○金子商業支援課長 飲料水につきましても、
かつて中国での商談会とかに持ち込んだこと
もございまして、企業によってはペットボトル
に入ったもので売り込んでいきたいというふう
な希望を持っているところがありますので、そ
こからは基本的には応援をさせていただいて
いるところでございます。

○丸山委員 よく言われるのは、中国等は日本
の企業を使いながら水を輸入したいという意向
がすごく強いということで、企業立地と絡めて
いいことなのかもしれませんが、非常に怖い面
もはらんでいそうな気がします。地元のほうで
は反対運動じゃないんですけれども、それに近
いような動きも若干あったりするもののです
から。確かに企業誘致とか、また、日本の水は
安全ですよというのが売りになるのかもしれま
せんが、どこ辺をどう見きわめていくのかと。
水を売るのであれば山のほうにちゃんと還元
できるようなシステム、ペットボトル1本当
たり幾ら税収があるというのも、今後は考
えていったほうがいいんじゃないかなという
思いもあるものですから、この中では難
しい話かと思うんですが、強い話になっ
て大変恐縮なんですけど、水に関しての
売り方を、今後伸びていく可能性が
高いと思っておりますが、県としての輸
出品の考え方をまとめていただければ
ありがたいのかな

というふうに思っております。

シンボルキャラクターのみやぎ犬のこ
とについて伺いたいたんですが、我々が、「ひ
こにゃん」を調査させていただいたとき、非
常に地道な活動をしていって、ずっと続
けてこられてあれだけのゆるキャラのブ
ームをつくっていただいたということ
です。今、いろんなイベントに出ている
ということなんですが、「ひこにゃん」の
場合には、彦根城の近くで週に5日
間ぐらいこの時間に出ますよというこ
とで、びっくりするぐらいお客さんがそ
こに見に来ているという現状を見たん
ですが、宮崎県でも地道な活動をして
いながら、定番化をどこかでするとい
うようなことも必要ではないのかなと
いうのが一つと、「ひこにゃん」は、人
間が着ているんじゃないというコンセ
プトで、見せないように、子供たち
には神秘性といいますか、そういうの
をやっているんですが、そういうコン
セプトといいますか、人が入っている
姿を見せないとか、細かくやっていた
ものですから、そういうこともやらな
いと、1年ぐらいで廃れていってしま
うんじゃないかなという思いがあるん
ですが、今後うまくやっていってほ
しいという思いも込めて伺いたいた
いと思います。

○小八重みやぎアピール課長 先日調査
に行かれたということで、「ひこにゃん」
の研究もされたようでございますが、私
どもも彦根のほうに参りまして、「ひこ
にゃん」の出現の仕方とか、あるいは
熊本にも参りまして、「くまモン」の
出現の仕方とかいろんなことを学ん
でまいりました。どういう出し方が
一番いいのか。例えば、知事がバスで
来る日がありますね、そのときには
その同じバスに乗っているだとか、
あるいはそこら辺で朝市をやっている
ときには、そこにふっとあらわれる
とか、そういうこ

ともいろいろ研究をしてまいりたいと思います。

それと、2点目でございますが、丸山委員のおっしゃったように、私たちはあそこの中には人が入っているとは思っておりません。あくまでも「ひい」「むう」「かあ」というキャラクターが動いているというふうに私たちも思い込みながらしておりますので、それはまさに「くまモン」もそうですが、「ひこにゃん」も同じコンセプトで動いているということでございますので、子供たちの夢を崩すことのないように、そこら辺は徹底してやっていきたいと思っております。

○丸山委員 せっかくつくったキャラクターでありますので、1年後、2年後、そういうのがあったのかなというふうに言われないように、逆に伸びて、定番化したイメージができるようになっていただきたいというふうに思っているんですが、これまでも「ザッキー」くんとか、宮崎でも大きなイベントがあるとそういうのをつくってぼんと出るんですが、来年ぐらいには「ザッキー」くんというのを覚えていないぐらいになってしまうような気がするものですから、そうならないようにお願いしたいと思っております。

○小八重みやざきアピール課長 「ザッキー」は教育委員会の一つのイベントのキャラクターでございましたが、あくまでも今回のみやざき犬というのは、オールみやざき営業チーム、要するに宮崎県のキャラクターということでございまして、一過性のものにしようという気は毛頭ございませんし、そういったものを活用させていただくには、皆様方にいろいろなところで使っていただく。例えば、皆様方が名刺にお刷りになっても結構ですし、年賀状に張っていた

だいても結構です。これから先は、例えば、県が出す封筒には必ずそれを入れるとか、そういった形でできるだけ露出を高めていって育てていきたいと思っておりますので、御指摘のような危惧は確かに我々もないわけではありませんが、それは一生懸命、皆様方と一緒に前に押し立てていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○丸山委員 オールみやざき営業チームというのも立ち上げてもらったんですが、行政の場合には2年か3年でこういう名称がいつの間にか消えてしまっているというのが多いものですから、しっかりと生き延びてほしいなと思っております。

○蓬原委員 その「ひこにゃん」ですね、私は何回か行ったんですけど、お城の近くの上がホテルになっている土産物屋に入ったときに、BGMというか、「ひこにゃん、ひこにゃん、ひこにゃんにゃん」とずっと流れていたんです。あれがかなり頭に入って、帰ってからも長い間、口ずさんだこともあったんですが、ただ、市役所ではその話が出なかったの、市役所でトータル的につくったのじゃないのかなと思ったんですけれども、そういうのもありかなと思ったんです。BGMを流して一緒にやっているという、それが一つと、1年で消えてもらっちゃ困るという話ですが、確かにそのとおりだと思います。この犬の寿命予想は大体どれぐらいをお考えなんですか。

○小八重みやざきアピール課長 テーマ曲に関しては、私も確認をしているわけではないんですが、県庁の若手の職員が、みやざき犬を応援するような歌をつくってみようかということも考えているようでございます。どういうものができるかというのはまだわかりませんが

も、そういった自然発生的に職員の中から出てくるもの、あるいは市民の方から出てくるようなもの、そういうものがあればまた幼稚園に行き行って教えるとか、いろんなこともできると思いますので、そういう自然発生的なものが出てくるというのは私たちの望むところでございます。

それと、寿命でございますが、先日、ギネスに載っておりました犬が26歳とちょっとで亡くなったということでございますので、少なくともこれを超すぐらいはいつてもらえたらというふうに思っております。

○内村委員 今出ているみやざき犬ですが、これは「ひい」「むう」「かあ」3匹一緒じゃないと動かないんですか。それとも、キャラクターがばらばらに動いてもいいのか。そして、各市町村が何かイベントをするときに貸し出しがあるのかどうかを伺います。

○小八重みやざきアピール課長 今、御指摘でございますが、本当は「ひい」「むう」「かあ」3頭で動くのが一番インパクトもありますし、それぞれの特徴がありますのでいいわけですけども、今まで県内・県外において3匹で動いた例というのは非常に少のうございます。その際には、職員が行って、あと2匹いるんですよとか、あと1匹いるんですよというような説明はするんですが、やっぱり3匹で動くのが理想だと思いますが、現実的には、引き合いが多くてできていないということでございます。市町村のイベント等というお話でございますが、そのときには可能であれば、みやざき犬を行かせますが、どうしてもというときには、機会が許せば市町村の方に犬の調教の仕方を教えて、市町村のほうのイベントに出演させるということもございますので、お話があれば

また承りたいと思っております。

○内村委員 なるだけたくさんで県内・県外を回ったほうがアピール効果も高いんじゃないかなと思うんです。皆さんがわざわざ各市町村に出ていかれるのも、県の職員の方も大変でしょうから、服装をたくさんつくって、これを研修して、わあっと広めると宣伝効果があるんじゃないかなと思います。

○小八重みやざきアピール課長 今のは後押しをしていただける意見だと思いますが、できたらあともう1セット、もう2セットつくりたいということで、今、私どもの中から何とか捻出できないかということで考えております。また、市町村の方が同じようなものをつくられて、市町村でやりたいということがあれば——民間の方がつくって自分の会社のものをかぶせるというのはどうかと思うんですけども、公的な立場でやっていただけるということであれば、いろいろ御相談に応じながら、それぞれの犬の個性に合ったかぶり物をしていただくというようなことは可能ではないかと思っております。

○内村委員 規制を外してなるべく大いに宣伝をできるようにしていただきたいと思っております。

もう一点、21ページに小林の有効求人倍率が0.81ということですのですごく高いんですが、何か企業が来たのか。安愚楽牧場で大変落ち込んでいらっしゃるんじゃないかなと思うときに、すごい数字が出たものですから、お尋ねします。

○平原地域雇用対策室長 有効求人倍率の地域別につきましては、従来、大体こういうような感じのバランスで出てきまして、私たちもなぜかなということ、先月も、小林ハローワークの所長さんにお会いする機会がございまして、なぜいいんですかという話を聞いてみたんです

が、なかなかこれだからこうという決め手となるような理由はないんですが、そのとき聞いた話では、小林の場合は医療福祉系の求人の入れかわりが結構多いんですよとか、地域的に鹿児島とか他県からの求人が来ることも、ほかのハローワークよりは多いんじゃないかというような話を聞いたところでございます。

○内村委員 医療福祉関係の入れかわりとなると、出た人もおるわけだから、数的にはどんなものかということは全然聞いていらっしゃいませんか。

○平原地域雇用対策室長 入れかわりでどれだけというのは聞いていないところですが、昨年度の新規求人の数で見ますと、医療福祉は小林市が1年間で1,273人です。それ以外では日向が935人ということで、そのときは日向が一番少なかったんですけども、そこの差は出ているかなというふうに思っております。

○内村委員 わかりました。

もう一つお願いします。商談会の件なんですけど、26ページの出資法人のところ、実施事業の「宮崎うまいものアピール商談会」ということで出ているんですが、ここに行かれた方が、なかなか厳しかったと言われたんですが、これが商談につながって、その後、その先につながっているものが前の年度なんかでわかりましたら、教えてくださいませんか。

○後沢商工政策課長 この商談会は、昨年度末、3月22日に宮崎観光ホテルのほうで開催されたものですが、私どもが聞いているところでは、85件商談がされたうちで、商談として成立したのは8件というふうに聞いております。

○内村委員 85件のうち8件商談があったということで、なかった分についてはどういうことでまとまらなかったとか、何かそういうのは聞

いていらっしゃいませんか。

○後沢商工政策課長 つまびらかなことは私も確認をし切っていないんですけども、恐らく価格面とかそういったところも問題だったと思いますし、県外企業の方が大手の企業の方々なので、どこで販売されるつもりで来られたかというのは品目によって違うと思いますが、流通上の課題とか、いろいろネックがあったんだというふうに推測しております。

○内村委員 これは余談ですけども、さっき、蓬原委員から出ました都城の霧島の焼酎ですが、北海道の利尻・礼文に行ったときに、ホテルのメニューに黒霧島が載っているんですよ。それでびっくりして聞いてみたら、都城から出た自衛隊さんが日本全国を回るとき、必ず霧島の注文があるんだそうです。そういう手もこれからの参考にありかなと思って、一言お話しさせていただきます。

○高橋委員 2点お尋ねしたいと思います。まず、東京ガールズコレクション、松村委員長が議場でも、よくぞ誘致いただいたということで褒めていらっしゃいましたが、私は前回、後ろ向きなことを言ったのかと思いますが、改めて宮崎県庁の敢行力に敬意を表したいと思いますが、松村委員長が議場でおっしゃったように、チケットがすぐ完売したということで、5,000人必ずお見えになると思うんですが、できれば県外の人たちにより多く来てほしいんですけど、そういう売れ筋なんかは把握されているんですか。

○向畑観光推進課長 県外への販売につきましては、全国のファミリーマートさんのほうで売られております。その数字につきましては、集計のお願いを差し上げているところでございまして、今、重ねてお願いをしているところでござ

います。

○高橋委員 わかりました。答弁もなかったようなんですけれども、毎年誘致できるといいんだけど、地方で開催されるなら宮崎というようなことになるといいなと期待もしているんですけど、それをするためには、部長も答弁されたようですけど、今度の23日が大成功にせないかなということ、一つは仕掛けですね。例えば、入れない方々がひょっとしたら見えるんじゃないかと思うんです。モニターがあったりとか、恐らくいろいろと知恵を出して考えていらっしゃると思うんです。説明されたからくどくど言いませんが、ちょっと思い出したんですけど、近くにイルミネーションがあったように記憶するんですけど、今やっていないんですかね。フローランテでしたか、あそこに私、一回行ったことがあるんです。すごい規模でイルミネーションをやっていて、ちょうど時期も重なって、終わるのが6時だから真っ暗じゃないですか。だから、あれとコラボするといいのかなと思いました。そういうような仕掛けをすれば印象に残って、「地方じゃ、宮崎でまたやろう」ということでスタッフの方が考えられるといいなと思ってお話ししました。

○向畑観光推進課長 私どももせっかくの機会でございますので、できれば中心市街地のほうにも送客といいますか、流れていただけるような仕組みをつくっていただけませんかということで、観光コンベンション協会を通じて御提案を差し上げているところでございます。

○高橋委員 日南のブースも大々的に出してください。お願いします。

2点目ですけど、先ほど話題になりましたシンボルキャラクターの件で、2の(2)でかぶ

り物は、今後状況を見てふやす予定ということで、かぶり物というのは頭から足先までの全体を言うんですね。

○小八重みやざきアピール課長 基本的には、頭全体が取りかえられるということでございます。

○高橋委員 かぶり物というのは頭のことでしか。

○小八重みやざきアピール課長 かぶり物というのは、一番左が日向夏をかぶっています。ですから、この日向夏をマンゴーにかえるとか、そういったことは可能でございます。

○高橋委員 首から下は定着ですか。

○小八重みやざきアピール課長 首から下は着ぐるみで、頭の外にかぶっているものが、いわゆるかぶり物ということで御理解をいただければよろしいかと思えます。

○高橋委員 首から下は年じゅうこれなのかなと今、理解をしたんです。ついでに言いますと、「ひい」「むう」「かあ」で、私は見たときに3兄弟だなと思いました。ただ、説明を見たら、真ん中の「むう」ちゃんは雌だということだから、だったらスカートを着せるといいのになと思いました。「むう」ちゃんが雌だと思えませんが。それは一つの提案ですよ。だから、かぶり物は下のほうも変えられるといいなと思いました。

○小八重みやざきアピール課長 かぶり物もそうですが、下のほうも、これから先、いろんな要望が出てくれば変わることはあり得ると思います。例えば、真ん中の「むう」ちゃん、委員の皆様方はカラーでございませうか、青い線のシャツを着ていますけれども、これが例えば観光推進課でやっている恋旅がありましたらピンクの服を着せるとか、そういうこともでき

ると思いますので、いろんなやり方について、これからいろいろ意見を伺っていきたく思っております。

○高橋委員 整形は可能なんですか。なぜかという、先ほど、私、見た目ではこれは3兄弟だなど思ったんですね。生まれたばかりだから、成長するので顔は変わっていいかなと思って。例えば、「むう」ちゃんは女性だったら二重まぶたのまつげの長い、そういうことに成長してもいいんじゃないかなと。別にコメントは要りませんよ。意見として思ったものですから、申し上げます。

○小八重みやざきアピール課長 そういうふうにはいろんな議論をしていただくのが一番いいこととございまして、基本的にはこれが原形でございますが、この形を崩さないような形で多少の、冬場にはマスクをするとか、そういう程度のことではあるかもしれませんが、今のところ、キャラというのはこれで落ちつかせたいというふうに思っておりますので、当面はこのかわいい顔でいきたいと思っております。

○高橋委員 最後にしますけど、これだけの段取りをつけて宮崎県のイメージキャラクターとして誕生しました。これからが大事だということで先ほどから議論が出ていますけれども、おおむねこのキャラクターで来年度予算をつけられると思うんですが、どのくらいいただきたいんでしょうか。

○小八重みやざきアピール課長 来年のことはまだはっきりいたしません、参考までに申し上げますと、すべて手縫いでつくっていただいておりますので、1体が37～38万かかります。3体ということになりますと約120万ということとございまして、来年も1セットぐらいは欲しいなというようなことで今、考えておしまし

て、議会が終わりましたら、いよいよ財政課との話し合いになろうかと思っております。

○高橋委員 彦根の「ひこにゃん」のことで、私も調査と一緒にきましたから覚えているんですけども、あそこは「ひこにゃん」に年間2,000万ぐらいつけているんですね。そこまで云々はいろいろあるんでしょうけど、しかし、グッズが初年度は17億円とか、最近でも8億円とか売れて、元はすぐ取るんですね。経済波及効果もすごい。だから、先ほどもガールズコレクションで言いましたけど、やっぱり仕掛けだと思うんです。それはお金です。ぜひ頑張ってこれを全国版にしてください。お願いします。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員 出資法人等のこととお伺いしたいんですが、27ページに、県の評価として、23年度より県職員の現職出向を削減しているほか、補助金に関しても削減が進んできているというふうに書いてあるんですが、一つ確認させていただきたいのが、ことしから県派遣の人員費は県が直接支出することになったものですか、それがかなり入ってきていて減額という見方が表に出るだけではないのかというのが一つと、もし、それを除いた場合に、どれぐらい連合会のほうで削減されているというふうに理解すればよろしいでしょうか。

○後沢商工政策課長 まず、補助金の減額については、委員御指摘の県派遣職員の人員費の削減のところを除いても、いわゆる事業費だとか、商工団体でいいますと指導員とかの人員費ということになりますが、そういった部分についても削減が進んでおります。

人員費を除いた削減ですが、一番わかりやすいのが、お手元の資料の主な財政支出の内容の

ところの②と③を比較していただくと一番わかるんですけども、②の事業の後継事業が③の事業ということになっておりますが、②のほうは昨年度予算で3,500万弱だったところが、今年度の③の事業では1,300万をちょっと切る金額に減額されているということで、事業費のほうも削減されているという状態でございます。

○丸山委員 ほかのところも聞こうと思うんですが、余り聞くと時間がありませんので聞きませんが、全体枠からするとき、20億ぐらい、45団体ですべて削減していきたいということなんですが、壇上からも言いましたけれども、社会福祉事業団の8億円の自立化補助金を除けば、全体的には事業費は余り削減されていないんじゃないかというふうに思っているものですから、出資法人以外の、今回、外郭団体を含めての公社等改革について、本当に達成できるのかなという思いがあるものですから、商工観光労働部で所管している各団体の、さらなる行政改革といいますか、効率よい事務の執行をぜひお願いしたいというふうに思っております。

その中で、あと1点だけお伺いしたいんですが、ソフトウェアセンターのことについてなんですが、赤字が3億近くあったということで報告も受けたんですが、32ページでは県の委託料が1億ぐらいあるんですが、21年度対比からすると、補助金というのはふえているんでしょうか。減っているんでしょうか。21年度が基本ベースになって、先ほど言いましたとおり、全体で20億円削減するという目標があるんですが、ソフトウェアセンターは一応、6期黒字になっているということなんですが、県の委託料がどういう形で推移しているのかをお伺いしたいと思います。

○金子商業支援課長 委託料でございますが、21年度の決算ベースで申しますと、7,100万でございます。22年度は、先ほど話題になっておりますふるさと基金関係の事業が影響しまして、1億1,000万ほどでございます。23年度の予算額で申しますと、8,700万ほどでございます。

○丸山委員 22年度は、ふるさと基金があったため1億1,000万ぐらいで、利益が4,500万出ているということなんですが、差し引いていくと本当に利益が出ていく体質なのか。職員が60名から77名にふえているものですから、本当に大丈夫なのかなという思いがあるのと、もう一つ、県のほうでやっている主な事業は、平成6年に立ち上げて、IT関係の環境はかなり変わっているものですから、本当にこの事業が好ましい事業なのかなという思いがあるので、それも含めて、人数が60から77名にふえているというのは、今後、この経営状況は大丈夫なのかなと心配しているんですが、どうなんでしょうか。

○金子商業支援課長 設立当初は、IT人材の確保というのを一番大きな目標でやってきておりまして、ずっと運営してきたわけですが、特に赤字の大きな原因となったのが、プロバイダー事業というんでしょうか、まだ民間のインフラが整っていないときにそれに組みまして、あれが7,000万ぐらいの累積赤字をつくってしまったんですが、平成16年に経営改善計画というのを立てまして、それから事業のリストラをやったんです。冒頭でも御説明したんですが、ITの資格を取らせまして、それを県外のIT企業に派遣します要員派遣事業が、今、全体の収益の柱に育ちつつあります。

それから、つい最近でありますけれども、あそこの部屋を改修しまして、三井系の専門性の

高いコールセンターを誘致してきて、ここでまた社員も働いているというような状況で、もちろん県とか国のいろんな委託事業も受けつつあるんですが、それと並行して要員派遣事業とか、自社でのコールセンターの事業、そういったものを受託しまして、今期も目標額はクリアしているというような状況で、累積は、おっしゃるとおり、3億超ございますけれども、きちんとした経営の素地というんでしょうか、ようやく今、順調に回っているのかなというふうに思っております。

○丸山委員 職員が77名とふえていますけど、急にふえている気がするものですから——経営内容は大丈夫というふうに見てよろしいでしょうか。

○金子商業支援課長 今、御説明しましたのは、収益の柱の事業に充てている人材でございますので、当然それが益を多く出しておりますので、それに見合う人材ということで確保しているところでございます。

○丸山委員 累積赤字があるということで非常に気にしていますので、経営がうまくいくようにしていただいて、株式会社ということで一本立ちするのであれば、将来的には県の出資額の引き揚げ等も考えるべき時代も来てほしいなと思っておりますので、その辺も含めて今後、適切な指導をお願いしたいと思います。

○蓬原委員 18ページ、東アジア戦略の経済交流の基盤整備の港湾の話ですが、国際海路の充実となっています。この後、県土整備部に聞いたほうが早いのかもしれないけれども、今、海外との航路、C I Qが整った港というのがどこどこにあって、新規航路の開拓はどこを目指していらっしゃるんでしょうか。そのあたりを教えてください。

○金子商業支援課長 恐れ入りますが、戦略本冊のほうをごらんいただければと思いますが、28ページに細島港、油津港、現在の路線が書いてございます。それから、新規航路ということで、これまでの取り組みと主な成果という欄に、中国航路開設に向けということで、いろいろと訪問活動なり、細島寄港の意向調査、鹿児島と大分の港に入っているそうであります。細島もぜひ活用をという形で営業をかけているという状況でございます。

○蓬原委員 例えば、コンテナを輸出する場合に、日本の場合は一回神戸とかどこかで集めて行っているんですか。それとも、直接行く場合があるんですか。

○金子商業支援課長 油津、細島と書いていますが、いずれも、神戸に一回横持ちしまして、ここから出ているというのもございます。

○渡辺副委員長 数点お伺いしたいと思います。まず、工業支援課なんですが、放射線量の測定の実施ということで御説明がありました。要望はかなりあるということで臨まれるということだと思んですが、現時点で加工食品と工業製品の測定の依頼というのは、それぞれの程度県に具体的な話として来ているものですか。

○富高工業支援課長 ただいまの段階で両センターに問い合わせが23件ぐらいございまして、そのうち測定依頼が18件、18件のうち2件が輸出関係というような相談は来ております。

○渡辺副委員長 これをあすから始めて、県として想定しているある程度の期間の中でどの程度の利用見込み——今、相談が来ているぐらいの数なのか、それともこれの10倍とか、極端に言えば100倍とか、そういう世界でふえていくものと見ているのか、その点、いかがでしょうか。

か。

○富高工業支援課長 その予測は我々もあけてみないとわからないという部分は確かにございます。ただ予測とすれば、いわゆる工業製品、かたいもの系といいますか、そういったものはそう多くはないだろうと。やっぱり食品加工関係が多いだろうというような予測はしておりますが、具体的な件数はまだ見込めない。ただ、1日に食品関係で検査できる件数は、恐らく5件ぐらいだろうというふうに思っているところでございます。

○渡辺副委員長 確かに、食品というのがその要望が強くなってくるんだろうなと想像するんですが、宮崎は、被災地というか、福島からはある程度の距離があるという意味では、他県と比べれば数は少ないのかもしれない。ただ、外に出す以上、安心をアピールするという意味では、まさに数がふえていくと思うんですけども、全国的に見て、都道府県で同様の取り組みをやっているのは、わかっている範囲でケースはどのぐらいあるのかということと、この機材ですね、片仮名がいっぱい並んでいる機械は、全然想像がつかないんですが、どのぐらいするものなんですか。

○富高工業支援課長 各県の取り組みにつきましては、九州各県で見ますと、同じような取り組みを佐賀県、長崎県、それと11月から大分県が始めております。ただし、対象物が若干違う。食品をやっていなかったり、工業製品だけということに特定したりする、そういう差はありますけれども、その3県が今、取り組んでいるという状況でございます。

それと、機器の価格でございますが、写真の上のほうの機材、持ち運べるものでございますが、これが約50万、その下のは約30万程度のも

のでございます。

○渡辺副委員長 この件では最後にしますけれども、きょうも議論がありましたように、特に農産品も含めて、食品を一生懸命出していくという意味では、今の時点でも大丈夫だと思いますが、安全性をさらに確認をした商品を出していくというのは県の戦略とも合致しているところかと思っておりますので、価格等いろいろあるでしょうが、なるべく要望により多くこたえられるような形がとれるといいかなというふうに思っておりますので、その辺も御検討をいただきながらというか、状況を見て、さらに強化が必要であれば取り組むことが大事かなという気がいたします。意見にとどめます。

もう少しお伺いしますが、東京ガールズコレクション、クリスマスということですけども、先ほど御質問があった、どの程度の人が県内、県外というのはまだわからないというお話でしたが、日常にやりとりをされている中で、この日にちにこの時間帯で県外から来れば、恐らく宿泊をするだろうと予想はできるんですけども、例えば有名なコンサートがあったりすると、よくその年のホテルが埋まったりとかというのがあると思うんですけども、宮崎のホテル関係者の方々から何か状況は聞いていらっしゃいますか。

○向畑観光推進課長 私どもの情報としては、JTBさんがつくられている商品が200名、シーガイアさんが宿泊プランとしておつくりになっているのは150名、それ以外にも結構な数をつくっていらっしゃるというふうに伺っております。

○渡辺副委員長 このイベントに何人入るんですか。5,000人ですか。

○向畑観光推進課長 今回のチケットにつきま

しては、インターネットとかファミリーマートで販売になっておりますので、まず、そちらを優先されたというふうに聞いておまして、旅行商品のほうでつかんでいる数字が今の数字でございます。

○渡辺副委員長 たしか委員長の御質問のときに、沖縄、名古屋が首都圏以外で開催例があるというお話だったかと思うんですが、例えば沖縄のときには沖縄の人がたくさん集まったというよりも、外の方がほぼメインだったというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○向畑観光推進課長 私どもがお話を聞いておりますと、沖縄と名古屋であったということなんですけれども、そういった詳細についてはわかっておりません。インターネット等で販売していらっしゃいますので、どれそれに起因した宿泊がどれだけふえたというのは詳細にはわからないということでお伺いしております。

○渡辺副委員長 今後こういうイベントをやっていくということを考えていったときに、主催者のいろんな事情もあるかと思うんですが、例えば、ファミリーマートで発券をするということにしても、ある程度の協力が得られれば、つまり、発券箇所がどこなのかというデータをとれば、ある程度のデータはとれるのかなという気がしますので、今後のイベントを県として協賛というか、一緒にやっていくという意味では、そういうデータの収集も重要なかなと思いますので、お願いいたします。

みやざき犬に戻りますが、委員会視察でも行かせていただいて、丸山委員もおっしゃっていましたが、定例化というか、定番化というか、いつ、どこに行ったら見られると。イベントのときによく出てくるというのもありかと思うんですけれども、例えば月曜日の5時か

らは宮崎空港に行けばいるとか、定例化・定番化を図るといのは大事かと思っておりますので、現時点でそういうお考えがあるかということが一つと、もう一つは、キャラクターグッズとか、彦根で聞いた話だと、基本的には使用料みたいなものも取らないで、もちろん、ある程度の反社会的な行為には関係しないとか、いろいろあるでしょうけれども、最低限のところはパスした上で、民間で勝手につくってもらっていいという姿勢をとらないと伸びないというふうに思うんですけど、その辺の考えはいかがでしょうか。

○小八重みやざきアピール課長 1点目でございますが、先ほども申し上げましたように、来年、もう1セットつくりたいというふうに考えております。これが実現しましたら、ある程度運用に余裕が出てまいりますので、定期的どこかに出沒するというようなことは十分に考えられることとございます。

それともう一点のほうでございますが、今、商標登録の準備を進めておまして、手続は進んでおりますが、それが終わりましたならば、基本的に無料で、届け出さえしていただければどなたにでもお使いいただけるようにしたいと思っております。それが一番底辺を広げるいい方法だと思っております。これは「くまモン」が同じやり方をやっておりますので、これと同じようなやり方をしたいということで今、研究を進めているところでございます。

○渡辺副委員長 その方向がやっぱり大事なかなという気がします。スタートダッシュというか、始めたときに一気に呵成にやって、情報源の洪水じゃないですけども、わっと来るような形にするのが定着度としては一番高いのかなという気がします。

その上で伺いたいんですが、不勉強で申しわけありません。宮崎県内の宿泊というのは、アバウトな数でいいんですが、年間どれくらいあるんですか。県内のホテルとかの1年間の宿泊数はどれくらいですか。どのくらいコストがかかるかあれなんですけれども、この間、熊本に行って、「くまモン」の名刺がホテルのフロント横に置いてありました。思いつきなんですけれども、例えば、県とか公的などところが印刷費くらいお金を出したとしても、ホテルに行くと、ベッドの上とか机の上に、「いらっしやませ」とか、掃除はだれがしましたとか、そういうのが置いてあるじゃないですか。あんな形で、もし、こういうものがホテルの部屋にそれぞれ置いてあるというようなことがあれば、宮崎に来て宿泊した方は必ず目にする。まさにそういういろいろな策を練っていただいて、とにかく目にするという形をとっていただきたいと思います。

○向畑観光推進課長 宿泊者数ですが、観光庁が出している宮崎県内の従業員が10名以上のホテル・旅館の宿泊者数が248万余になっております。

○小八重みやざきアピール課長 私も熊本の方から、「くまモン」の形をしている名刺をいただきまして、名刺入れの中にきちっとしまっているくらい印象が深いものでございます。できたらそういったものをつくりたいと思いますし、例えば、いろんなイベントのときに、紙でつくったサンバイザーですとか、あるいは名刺の台紙ですとか、こういったものについては県のほうでも、どこかつくっていただけたところが、あるいは県がみずからつくるとかいうような形で、いろいろ露出が可能なグッズについては積極的に研究をし、つくっていききたいという

ふうにご考えております。

○渡辺副委員長 最後にしますが、デステーションキャンペーン、この間、大阪に行きたんですが、駅でいろんな形のアピールのグッズが実際に張ってあって、熱心に取り組まれていることがこうやって反映されているんだと、議会にかかわる立場として非常にうれしく思いました。「極情の旅」のポスターもすばらしいと思います。あれは、なかなか目にしないという気がしますので、また目にできるといいなと思います。意見として終わります。

○松村委員長 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 その他の報告事項、質疑はございませんので、次、その他に移ります。その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 その他もございませんので、それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、本当に御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時19分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後よろしくご願ひ申し上げます。

○児玉県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただいております。厚くお礼申し上げます。

説明に入らせていただきます前に、2点、御

報告を申し上げます。

まず、国の第3次補正予算についてでございます。国の平成23年度第3次補正予算の成立に伴いまして、先日、国土交通省の公共事業費の配分が公表されました。今回の国の補正予算には、東日本大震災の被災地の復興を推進する事業のほか、東日本大震災を教訓としまして、災害に強い社会基盤整備を初めとする国民生活の安全・安心の確保に取り組むための予算が計上されておりますが、本県関連分といたしまして、直轄事業で約80億円、補助・交付金事業で約18億円の予算が配分されたところであります。今回の配分は、国に対する県のこれまでの要望等が考慮されたものと考えておりますが、今後とも、本県の社会資本整備を計画的に進めるための予算確保と整備のおくれている地方への配慮について、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

次に、道路の開通についてであります。平成17年度から整備を進めておりました国道325号、高千穂町の河内バイパスにつきましては、今月20日に開通の運びとなりました。委員会を初め、県議会の皆様のこれまでの御支援に対しまして、厚くお礼申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元に商工建設常任委員会資料を配付いたしておりますが、それをごらんいただきたいと思います。

まず、資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思います。御審議いただきます議案を2ページにわたって記載しております。さらに1枚めくっていただきますと、報告事項とその他の報告事項を記載し

ております。それぞれ担当課ごとに記載しているところがございます。

まず、議案についてでございますが、先ほど御報告いたしました、国の補正予算に伴う公共事業等に係る予算議案のほか、工事請負契約の締結が1件、条例の一部改正が4件、公の施設の指定管理者の指定関係が5件であります。

次に、報告事項につきましては、道路や県営住宅の管理に関して、損害賠償額を定めたことについてでございます。

最後に、その他の報告事項としまして、子育て世帯向け期限つき入居の募集結果についてであります。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課から説明させますので、よろしく願いたいと思います。

なお、本日は、営繕課長が忌引のため委員会を欠席しております。代理としまして、総括課長補佐の川野が出席いたしておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○江藤管理課長 管理課でございます。

まず、議会提出資料につきまして、御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします資料は、1つ目がお手元の平成23年11月定例県議会提出議案（議案第1号～第32号）、2つ目が平成23年11月定例県議会提出議案（議案第33号）、3つ目が平成23年11月定例県議会提出議案（議案第36号）、4つ目が平成23年度11月補正歳出予算説明資料、5つ目が平成23年度11月補正歳出予算説明資料（議案第36号）、6つ目が平成23年11月定例県議会提出報告書であります。今申し上げました1つ目と2つ目、3つ目の議案の関係、それと6つ目の報告書につきましては、県土整備部関係分

を抜粋しまして、お手元の商工建設常任委員会資料にまとめておりますので、この委員会資料で説明させていただきます。

それでは、委員会資料の1ページをお開きください。県土整備部の11月補正予算の概要について御説明いたします。

この表は、今回の補正額及び補正後の額などを一覧にした県土整備部の予算総括表であります。今回の補正は2回に分かれておまして、平成23年度11月補正額Dと11月追加補正額Eであります。まず、11月の初回分で2億円の増額をお願いしております。これは、河川課の河川受託事業の増額であります。次に、11月追加補正額E欄につきましては、国の3次補正予算に伴う公共事業の増額であります。33億3,855万6,000円の増額をお願いしております。一般会計と特別会計を合わせた今回の補正総額は、35億3,855万6,000円の増額で、補正後の予算は844億6,142万9,000円、前年度同期比で99.4%となっております。

次に、2ページをお開きください。国の3次補正予算に伴う公共事業の追加補正の内訳について御説明いたします。

まず、2の補助公共事業であります。道路事業が3億6,784万円、河川事業が2億730万円、砂防事業が4億2,110万円、港湾事業が3億565万9,000円、合わせまして13億189万9,000円の増額であります。

次に、3ページをごらんください。3の地方道路交付金事業であります。道路事業で5億2,153万1,000円の増額であります。

次に、4の直轄事業負担金であります。国が直轄で行います道路や河川、高速道等の事業費の増額に伴い、合計で15億1,512万6,000円の増額であります。

次に、4ページをお開きください。一般会計の繰越明許費補正であります。

太線で枠囲みしております11月議会申請の欄が、今回お願いしております繰越明許費であります。今回は、初回補正分と国の3次補正予算に伴う追加補正予算であります。まず、初回補正分ではありますが、追加分として12事業の23億9,410万円、変更分として、9月議会で御承認いただきました事業につきまして、61億8,403万円の増額であり、合わせまして85億7,813万円となります。繰り越しの主な理由は、関係機関との調整や用地交渉及び工法検討に日時を要したこと等によるものであります。次に、追加補正分が17億6,113万2,000円の増額であります。繰り越しの理由は、国の予算内示の関係により、工期が不足することによるものであります。この結果、平成24年度へ繰り越します一般会計の繰越明許費は、9月議会までの承認額に11月議会申請額を合わせまして、22事業の184億1,627万4,000円となります。

5ページから7ページにかけては、繰り越しの事業ごとの内訳を掲げております。

次に、8ページをお開きください。一般会計の債務負担行為の追加であります。これは、河川課の河川受託事業費と港湾課のサンビーチーツ葉、都市計画課の各公園及び建築住宅課の県営住宅の指定管理による管理運営委託に伴うものであります。

次に、9ページをごらんください。港湾整備事業特別会計の債務負担行為の追加であります。これは、港湾課の宮崎港マリーナ施設の指定管理による管理運営委託に伴うものであります。

県土整備部の11月補正予算の概要について御説明いたしました。

管理課は以上でございます。

○白賀道路建設課長 道路建設課でございます。当課の補正予算につきまして、御説明いたします。

国の補正予算に伴う追加補正予算であります。お手元の平成23年度11月補正歳出予算説明資料（議案第36号）の47ページをお開きください。追加補正予算額は、6億5,230万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は242億3,690万2,000円となります。

以下、内容について御説明いたします。

49ページをお開きください。まず、（事項）直轄道路事業負担金であります。これは、国道10号延岡道路など、道路改築に伴う県の負担金で、4億2,240万円の増額であります。

次に、（事項）地方道路交付金事業費であります。これは、緊急輸送道路における老朽橋対策やのり面対策など、防災に資する道路整備を行うもので、2億2,990万円の増額をお願いするものであります。

補正予算につきましては、以上であります。

次に、議案第15号「工事請負契約の締結」について御説明いたします。

委員会資料の10ページをお開きください。主要地方道宮崎西環状線社会資本整備総合交付金事業、松橋工区で進めております跡江川橋橋梁上部工の工事請負契約の締結についてであります。下に位置図を示しておりますが、まず、工事の概要につきまして、次の11ページで御説明いたします。上の平面図をごらんください。図面右側で市道下川原有田線に接続しますが、この道路は、大淀川右岸側の堤防兼用道路でありまして、このさらに右側が、北方向になりますけれども、現在施工しております新相生橋になります。跡江川橋は、橋長227メートルで、一番

下の横断図を見ていただきますと、幅員22メートルの4車線道路でございます。

10ページに戻っていただきまして、1として跡江川橋の概要を、2に跡江川橋上部工事の概要を記載しております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。まず、入札に係る流れでございますけれども、7月27日に3者JVによる総合評価で入札を行う旨公告しまして、9月27日に開札し、落札業者を決定したところであります。（1）契約金額は10億3,422万9,000円、（2）契約の相手方はピーエス三菱・内山・岡崎特定建設工事共同企業体、工期としましては、平成25年3月20日までとしております。

道路建設課は以上でございます。

○谷口道路保全課長 道路保全課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成23年度11月補正歳出予算説明資料の51ページをお開きください。追加補正予算額は、国の3次補正に伴うもので、6億5,947万1,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は132億4,980万1,000円となります。

以下、内容について御説明いたします。

53ページをお開きください。まず、（事項）公共道路維持事業費であります。これは、災害時の救急救命活動を支える緊急輸送道路ともなっている一般国道の防災対策や橋梁の耐震補強を行う事業で、3億6,784万円の増額でございます。

次に、（事項）地方道路交付金事業費であります。これは、緊急輸送道路や災害時に集落が孤立化するおそれのある県道の防災対策や橋梁の耐震補強を行う事業で、2億9,163万1,000円の増額であります。

道路保全課につきましては、以上であります。

○野中河川課長 河川課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

まず、11月初回分の補正要求であります。

お手元の平成23年度11月補正歳出予算説明資料の67ページをお開きください。当課の補正予算額は2億円の増額をお願いしております。補正後の予算額は193億4,102万円となります。

内容について御説明いたします。

69ページをお開きください。河川改良費の（事項）河川受託事業費であります。これは、河川事業の実施に伴い、市町村などから委託を受けて橋梁のかけかえ工事などを実施する事業で、今回、都城市から丸谷川の災害関連事業の実施に伴い、橋梁工事の委託を受けたことにより、2億円の増額であります。

次に、国の補正予算に伴う追加補正予算についてであります。

お手元の平成23年度11月補正歳出予算説明資料（議案第36号）の55ページをお開きください。追加補正予算額は、9億3,687万7,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は202億7,789万7,000円となります。

以下、内容について御説明いたします。

57ページをお開きください。まず、河川改良費の（事項）公共河川事業であります。これは、国の3次補正に伴いまして、広域河川改修事業や水防災事業などで事業を実施中の一ツ瀬川ほか4河川におきまして、河川堤防の耐震化・液状化対策や水門等の耐震化・自動閉鎖化を行う事業で、2億730万円の増額であります。

次に、（事項）直轄河川工事負担金であります。これは、国が大淀川や小丸川、五ヶ瀬川で堤防・水門の耐震対策、水門ゲートの高速化

などを行う事業に対する県の負担金で、7億2,957万7,000円の増額であります。

河川課につきましては、以上であります。

○東砂防課長 砂防課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

引き続き、お手元の平成23年度11月補正歳出予算説明資料（議案第36号）の59ページをお開きください。追加補正予算額は、4億2,110万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は48億565万7,000円となります。

内容について御説明いたします。

61ページをお開きください。（事項）公共砂防事業費であります。これは、災害が発生したときに避難路や緊急輸送路となる道路を土砂災害から保全するため、砂防堰堤の整備や地すべり対策工事を行う事業で、4億2,110万円の増額であります。

砂防課につきましては、以上であります。

○坂元港湾課長 港湾課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成23年度11月補正歳出予算説明資料（議案第36号）の63ページをお開きください。追加補正予算額は、一般会計で4億8,825万8,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして82億1,075万円となります。

以下、内容について御説明いたします。

65ページをお開きください。まず、（事項）空港整備直轄事業負担金であります。これは、宮崎空港において、直轄事業により、津波による浸水被害を防止することを目的として、非常用発電設備室のドアを密閉性の高いドアに改良する事業などで、1,060万9,000円の増額であります。

次に、（事項）直轄港湾事業負担金でありま

すが、これは、細島港において、直轄事業により南沖防波堤及び日向沖にGPS波浪計の整備を行う事業で、1億7,199万円の増額であります。

次に、(事項)公共港湾建設事業費であります。これは、細島港において、北沖防波堤の整備を行う事業で、3億565万9,000円の増額であります。

次に、議案第25号「公の施設の指定管理者の指定」について御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。宮崎県港湾管理条例、公の施設に関する条例及び都市公園条例に基づき、宮崎港マリーナ施設、宮崎県サンビーチツ葉及び県立阿波岐原森林公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

1の指定管理者候補者についてであります。一般財団法人みやざき公園協会、フェニックスリゾート株式会社及び株式会社宮崎マリーナから成るマリパークスであります。

2の指定期間についてであります。平成24年4月1日から5年間を予定しております。

次に、3の指定管理者候補者の選定についてであります。が、(1)の公募の状況につきましては、平成23年7月8日から募集を行い、4団体から応募があったところであります。13ページをごらんください。(3)の審査結果につきましては、指定管理者候補者選定委員会における審査の結果、最も高い得点を得たマリパークスを選定したところであります。

なお、すぐれた提案としまして、施設利用者拡大のための年間を通じたイベント企画や、地域住民や利用者の声を聞き取りやすくするための、地域住民や利用者団体等で構成される公園

運営協議会の設置、利用者の利便性向上のための年中無休化などの提案があります。

最後に、4の指定管理料についてであります。候補者からの提案額については、年平均額が1億3,900万円、5年間で6億9,500万円、また、指定管理料の額については、年平均額が1億4,393万2,000円、5年間で7億1,966万円となっております。

候補者からの提案額に対して、指定管理料の額が増額となる理由につきまして御説明いたします。参考以下の図をごらんください。これまで、指定管理者が行う自主事業の経費については、指定管理料に含まれておらず、自動販売機の収入や参加費等が財源となっております。県有施設における自動販売機につきましては、平成24年度の当初予算編成方針に基づき、今後は、県が公募による行政財産の貸し付けにより設置を行いますので、自動販売機の収入は県の収入となります。このため、今回、候補者が行う自主事業の費用を確保することとし、候補者が見込んでいる自動販売機収入額を提案額に加え指定管理料としております。

港湾課については以上であります。

○大迫都市計画課長 都市計画課であります。当課からは、3件の条例の改正と3件の指定管理者の指定、合わせて6件の議案について御説明いたします。

お手元の委員資料の14ページをお開きください。まず、議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の趣旨であります。が、(1)にありますように、流通業務市街地の整備に関する法律や都市再開発法に基づく知事の権限の一部について、条例に基づいて延岡市等に移譲するた

め、関係規定の追加を行うものであります。また、あわせて、(2)にありますように、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第2次一括法の施行により、土地区画整理法や都市計画法等の法律が改正され、これまで条例に基づいて移譲していた事務の一部が法に基づき市に権限移譲されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります、(1)の条例に基づき新たに移譲するものとしたしまして、①の「流通業務市街地の整備に関する法律」に関する所有権などの権利の設定等の承認に関する事務など4事務を延岡市に、また、②の「都市再開発法」に関する市街地再開発事業の事業計画の認可など77事務を延岡市と日向市にそれぞれ移譲することとし、関係規定の追加を行うものであります。また、(2)の法改正に伴い規定の改正を行うものとしたしまして、①の「土地区画整理法」から、15ページの⑤「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」までの5つの法律に関する計29事務が、法に基づいて権限移譲されることに伴い、関係規定の改正や削除を行うものであります。

3の施行期日は、平成24年4月1日であります。

次に、16ページをお開きください。議案第13号「宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の趣旨であります、民法等の一部を改正する法律により、未成年の後見人として法人を選任することが可能となり、同法の附則により屋外広告物法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります、屋外広告業の

登録に関しまして、申請者が未成年であり、その法定代理人が法人である場合の(1)の登録申請書の記載事項や(2)の登録拒否の要件などの規定を新たに追加するものであります。

3の施行期日ではありますが、条例の公布の日から7月以内に規則で定めることとしております。

次に、17ページをごらんください。議案第33号「都市公園条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の趣旨であります、都市公園内に設置する自動販売機につきまして、公募により設置許可を行うことに伴い、使用料の金額など所要の規定を追加するものであります。

2の改正の内容であります、表にありますように、自動販売機の設置許可による使用料を、1台1年につき、立地条件等を勘案して知事が定める額として定めるものであります。なお、公募につきましては、別途、詳細な規程を定めて実施することとしておりますが、その規程の中で、知事が定める額について、下の米印にありますように、有効な応募申し込みのうち、提示のあった最高の金額に消費税を加えた額として定めることとしております。

3の施行期日は、平成24年4月1日であります。

次に、18ページをお開きください。議案第26号から28号までの「公の施設の指定管理者の指定」について御説明いたします。

これらの議案は、公の施設に関する条例第10条の2第3項及び都市公園条例第15条の3第3項により都市公園等の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

まず、県立平和台公園及び宮崎県総合文化公園についてであります。

1の指定管理者候補者は、株式会社馬原造園建設で、指定期間は、平成24年4月1日からの3年間であります。

3の指定管理者候補者の選定についてであります。が、(1)の公募の状況につきましては、平成23年7月8日から募集を行い、2団体から応募があったところであります。19ページをごらんください。(3)の審査結果につきましては、指定管理者候補者選定委員会における審査の結果、株式会社馬原造園建設が最も高い得点を得ています。また、(4)の選定理由にありますように、視覚障がい者も楽しめる「香りの花壇コーナー」の増設や「パークマスター制度」の充実などのすぐれた提案がございました。

4の指定管理料についてであります。が、先ほど港湾課が説明しましたとおり、候補者の提案額に自動販売機収入見込み額を加えた額を指定管理料の額としており、平均年額は8,305万円、3年間で2億4,915万円となっております。

20ページをお開きください。次に、県立青島亜熱帯植物園及び宮崎県総合運動公園についてであります。

1の指定管理者候補者は、一般財団法人みやざき公園協会で、指定期間は、平成24年4月1日からの3年間であります。

3の指定管理者候補者の選定についてであります。が、(1)の公募の状況につきましては、2団体から応募があったところです。21ページをごらんください。(3)の審査結果につきましては、指定管理者候補者選定委員会における審査の結果、一般財団法人みやざき公園協会が最も高い得点を得ています。また、(4)の選

定理由にありますように、関係機関や地元との協働や、ボランティア団体の育成に努めるとともに、「ブーゲンコレクション展」の充実など、地域の活性化に資するすぐれた提案がございました。

4の指定管理料についてであります。が、議案第26号と同様に、候補者の提案額に自動販売機収入見込み額を加えた平均年額は1億1,071万6,000円、3年間で3億3,215万円となっております。

22ページをお開きください。最後に、特別史跡西都原古墳群についてであります。

1の指定管理者候補者は、一般財団法人みやざき公園協会で、指定期間は、平成24年4月1日からの3年間であります。

3の指定管理者候補者の選定についてであります。が、(1)の公募の状況につきましては、3団体から応募があったところであります。23ページをごらんください。(3)の審査結果につきましては、指定管理者候補者選定委員会における審査の結果、一般財団法人みやざき公園協会が最も高い得点を得ています。また、(4)の選定理由にありますように、関係機関や市民との協働に努めるとともに、西都原周辺の歴史資源・自然環境資源と結びつける「西都原フィールドミュージアム構想」などのすぐれた提案がございました。

4の指定管理料についてであります。が、当公園は自動販売機が設置されておられませんので、候補者の提案額である平均年額2,495万円、3年間で7,485万円が指定管理料の額となっております。

都市計画課の説明は以上であります。

○伊藤建築住宅課長 建築住宅課でございます。委員会資料の24ページをお開きください。

議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、従前の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度は廃止となり、新たに、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度が創設されましたことから、その登録申請手数料を徴収するために、所要の改正を行うものであります。

25ページをごらんいただきたいと思っております。まずは、サービス付き高齢者向け住宅登録制度の概要について御説明いたします。

1の目的、高齢者が住みなれた地域で、必要な介護や医療を受けながら安心して暮らすことができるよう、一定のバリアフリー構造等を有し、高齢者の生活を支援するサービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図ることを目的とするものであります。

2のサービス付き高齢者向け住宅の登録の手続につきましては、県と宮崎市で行いますが、主な登録基準としましては、①の住宅の規模・設備面では、各居住部分の床面積は原則として25平米以上で、各居住部分には、台所、水洗便所等を備えることや、手すりの設置などのバリアフリー構造が義務づけされております。②の生活支援サービスの提供としましては、少なくとも安否確認と生活相談サービスを提供することが必須とされており、入浴等の介護、食事提供等のサービスは、任意となっております。③の契約内容については、専用部分が明示された契約であること、入居者の同意を得ずに契約解除を行わない居住の安定が図られた契約であることなど、登録基準に適合することが要件となっております。(2)の入居の要件については、60歳以上の者または要介護、要支援認定を

受けている者及び配偶者等となっております。

(3)の行政による指導監督につきましては、報告徴収、立入検査などができるようになっております。

次に、3の登録のメリットといたしましては、国の整備費の補助、税制の優遇、住宅金融支援機構による融資があります。

なお、登録された住宅につきましては、サービスの内容などの情報を登録窓口やホームページから閲覧できるようになっております。

24ページにお戻りください。2の改正の内容ですけれども、①の登録申請手数料に改めるもので、中段の枠内に示してありますように、事業の戸数に応じまして、それぞれ記載の金額とするものであります。手数料の算定に当たりましては、国が示しました登録業務に係る所要時間を参考に算定しており、九州各県とも、ほぼ同額の設定となっております。次に、②は、従前の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度の廃止に伴いまして、指定登録機関の規定を削除するものです。

3の施行期日は、改正後の条例の公布の日から施行することとしております。

なお、議会提出議案書の15ページから17ページにかけましての新旧対照表についての説明は、省略させていただきます。

県としましては、今後、高齢化が一層進んでいく中、高齢者の居住の安定確保のために、民間事業者の御理解と御協力をいただきながら、この住宅の供給促進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、委員会資料の26ページをお開きください。議案第29号「公の施設の指定管理者の指定」についてであります。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例

第75条第3項の規定により、宮崎ほか7土木事務所管内の県営住宅の指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものであります。

まず、1の指定管理者候補者については、社団法人宮崎県宅地建物取引業協会であります。

次に、2の指定期間は、平成24年4月1日から3年間としております。

次に、3の指定管理者候補者の選定についてであります。 (1)の公募の状況、(2)の指定管理者候補者の選定につきましては、記載のとおりであります。次に、27ページをごらんください。(3)の審査結果につきましては、応募者2者のうち、社団法人宮崎県宅地建物取引業協会が第1位の得点でありました。(4)の選定理由であります。選定委員会の審査の結果、総合的に最も高い得点を得たこと、これまでの実績や事業計画の内容等から、効率的かつ効果的に事業を確実に実施する管理能力を有していると認められること、県営住宅の問題点に対する認識と解決方法の提案がなされていると判断されたものであります。

最後に、4の指定管理料についてであります。年額で1億8,300万円、3年間の指定期間で5億4,900万円となっております。

建築住宅課は以上であります。

○中野高速道対策局長 高速道対策局でございます。当局の補正予算につきまして、御説明させていただきます。

平成23年度11月補正歳出予算説明資料(議案第36号)の67ページをお開きください。追加の補正予算額でございますが、1億8,055万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は30億5,388万6,000円となります。

以下、内容について御説明いたします。

資料の69ページをお開きください。道路橋梁総務費の(事項)直轄高速自動車国道事業負担金でございます。これは、ミッシングリンクの早期解消を図るための、国の補正予算によりまず東九州自動車道の県境一北川間の整備促進に伴う県の負担金の増額でございます。

高速道対策局につきましては、以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。まずは議案について質疑はありますか。

○緒嶋委員 高速道路関係の補正予算がついたわけですが、将来の開通見込みというのが、この補正がついたことで変動があるのかどうか、開通時期が早まるのかどうか、そのあたりをどういうふうに理解すればいいわけですか。

○中野高速道対策局長 今回の国の3次補正予算の本県への高速道関係の配分につきましては、今ほど御説明申し上げました東九州道の県境一北川間の10億7,000万円に加えまして、並行する直轄国道10号延岡道路の北川一延岡ジャンクション間の19億8,000万円を合わせまして35億円余りが計上されているということでございます。今回の追加配分による効果ということでございますけれども、直轄から伺っておりますのは、まず事業の進捗全体のスピードアップをこの予算で図ることがございます。特に、供用年度の近いものについて、区間での工事を前倒しして事業の着実な進捗を図ることが、今回の補正予算のねらいということで伺っております。具体的には、東九州道でいきますと、県境一北浦間は平成24年度供用目標となっております。また、北川一須美江間は現在、平成25年度供用目標ということで言われていただいております。10号の延岡道路の北川一延

岡ジャンクション間、これも平成24年度の供用目標ですが、これらの区間におけるトンネル内の舗装工事等を前倒ししてやるということで伺っておるところでございます。今回の補正の措置だけでは、例えば、供用年度の前倒しが議論されております北川一須美江間、25年度となっておりますが、これの前倒しが図れるというようなことは今のところは聞いておりませんが、現在、予定されているものを先食いしていくということでございますので、来年度の予算とあわせてそういったものが出てくる可能性があるということでございます。今回の補正予算だけで供用の前倒しということには至らないというふうに聞いております。

○**緒嶋委員** 来年度の予算次第では開通時期というか、予定されておるものの開通が早まるという可能性はあるわけですか。来年の予算がわからんから明確には言えないけど、可能性としては……。

○**中野高速道対策局長** おっしゃるとおりでございます。まさに来年度予算の状況によりまして、今回、補正で前倒しした分で効果が生じてくるということは十分あり得るというふうに考えております。

○**丸山委員** 10ページの工事請負契約の締結についてお伺いしたいんですが、9月の定例県議会で上がってきたときには、相生橋の場合には8JVだったんですが、今回の応募はどれぐらいあったんでしょうか。

○**白賀道路建設課長** 今回は9JVから応募がございました。

○**丸山委員** ちなみに、落札率というのはどれぐらいというふうに考えたらいいでしょうか。

○**白賀道路建設課長** 今、計算はしていないんですけれども、総合評価で実施しましたけれど

も、率自体は計算して後ほど……。

○**松村委員長** 道路建設課長、後ほど答弁をお願いします。

○**丸山委員** 前回の議案の中でも言ったんですが、できるだけ地元の下請なりを使っていただきたいということで、たしか、緒嶋委員のほうからもあったんですが、下請を使うに当たって今後、総合評価で実施してもらうようなことをお願いしていたと思うんです。すぐにはできなかったと思いますが、今後はそういう方向もあり得るということで考えてよろしいでしょうか。地元を使うことによって総合評価が高くなると……。

○**満留技術企画課長** 総合評価落札方式における地元企業の活用についてでありますけれども、現在、私ども、各発注機関のほうに、そういう制度を導入したときにどういう課題があるかということについて意見を聞いているところです。また今後、関係団体の方々にも御意見を伺った上で、地産地消という観点もありますので、そのあたりを考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○**丸山委員** 広い意味の地産地消というのも本会議でもあったと思いますので、お願いしたいと思います。

次、指定管理についてお伺いしたいんですが、港湾課、都市計画課含めて公園協会が結構多いなというイメージがあるんですが、これに関して、公園協会自体は民間という感じでとらえているのか。イメージ的には幅広く公に資するというイメージもあるんですが、どうとらえていらっしゃるかというのをまずお伺いしたいと思います。

○**大迫都市計画課長** 指定管理者におきましては、一般の企業、NPO法人、組合、そういった

ものすべて応募できるということになっておりますので、一般の企業として取り扱っております。

○丸山委員 以前に公園協会のあり方について、県のOBがいらっしゃるということでしたが、把握されているだけで構わないんですけれども、職員を含めて、どれぐらい県の関与があるというふうに思ったらいいのでしょうか。

○大迫都市計画課長 委員の御質問は、公園協会に県の職員のOBが担当も含めて何人いるかという御質問だと思いますけど、今、手元に資料がありませんので、正確なところはまた後で回答を申し上げます。

○丸山委員 12ページのマリンパークスのことでお伺いしたいんですが、フェニックスリゾートが入っているんですが、一部の事案の中で、フェニックスリゾートが結婚式の表示の問題で、偽造じゃないけど、ちょっと違うのが出ていたというのがあったと思うんですが、そのようなことは今回の審査の中で何らか加味されることがあったのか。例えば、建設業の場合には指名停止とかもあったりするものですから、そういう取り扱いになるのかどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○矢野空港・ポートセールス対策監 今回のマリンパークスの中におけるフェニックスリゾートなんですが、3者それぞれの特徴を生かした提案ということで選ばれておりまして、その提案の中に、フェニックスリゾートに関しましては、いろんな企画力、国際的な芝の管理、そういったノウハウの面で出ております。偽造についての評価というのは今回の提案評価の中ではいたしておりません。

○丸山委員 わかりました。

今回の場合には2つの施設を1つにまとめた

ということで、競争も激しかったというふうに思っているんですが、主な選定理由が書いてあるんですが、ほかと違い、ここがよかったというのを細かく点数で評価していると思うんですが、選定に当たっての評価基準は、どのような形で作られているのかということをお伺いしたいと思います。

○矢野空港・ポートセールス対策監 まず、採点するときですけど、選定基準というのを大きく5項目設けております。それは、住民の平等な利用の確保、臨海公園・県立阿波岐原森林公園の効用を最大限に発揮する事業計画、3番目として経費の縮減、4番目として事業計画を着実に実施するための管理運営能力、5番目として地域への貢献など、この5項目の選定基準の中をさらに細かく審査項目を設けておりまして、それぞれの委員の方がそれぞれの細かい項目を配点していく、そのトータル点数で評価していくというふうにしております。

○丸山委員 公園ということで、いろんな樹木の管理をするには、技術力とか、これまで適切に管理されていたかということも評価の対象ではないかと思います。それはこれまでも2つの施設がやっていたと思うんですが、それぞれよかった点、悪かった点あったと思います。その辺の評価もされたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○大迫都市計画課長 選定委員会そのものを2回開いております。第1回では、今、委員が申されました選考の基準、選考の項目、評価する項目、配点、そういったものについて御審議ただいて、そこで皆さんのコンセンサスを得ておるというふうに考えております。また、選定委員の方々には、実際に私どもと現地を検分していただいて、現地の状況、そして現在の指定

管理者がどういうことをしておるということを御説明しております。それに基づきまして、募集が終わりましたら第2回の選定委員会を開きまして、きょう、議案として提出しております指定管理者候補者を選定しております。その評価の中におきまして、今、管理しておる団体についての評価につきましては、事業計画を着実に実施しておるかどうか、そういった管理運営能力があったかどうかという部分で、評価の中に加わってきているものと考えております。以上です。

○丸山委員 5項目があって、さらに細分化していると思うんですが、それについてそれぞれどんな点数をつけられたのかというのがわかれば、どういう評価をされたのかというのを見てみたいものですから、もし可能であれば、後からでも資料提供をお願いしたいというふうに思っております。

○大迫都市計画課長 当然、委員会の資料といたしまして、評価を数値化して合計を出して、5名の委員の方の合計値で最も得点の高かった方を選定しておりますので、そういった委員会内部の資料はございます。第2回の委員会そのものにつきましては非公開ということでやっております。現在、一般の方からも資料の情報開示というのはいただいておりますが、非公開ということですので……。

○濱田県土整備部次長 今、丸山委員の要請は、選定委員会で各委員が採点したその採点表は出せないかということでございますが、確認をしなきゃいけないと思っておりますけれども、私個人の考えとしては、だれがどういう点数をつけたかという委員名を伏せた形では出せるんじゃないかと思っております。これは確認をとらせていただきたいと思います。確認した上で

出せるということであれば、出させていただきますと思います。

○大迫都市計画課長 今、確認をとりまして、委員名を伏せれば出せるということです。

○丸山委員 ぜひ、このマリーナだけじゃなく、ほかの公園も含めて見させていただきたいと思っております。

○松村委員長 あしたの委員会までには出せませんか。

○大迫都市計画課長 はい、準備いたします。

○丸山委員 あと、自動販売機の収入というのは、300万ぐらいが多いんじゃないかなと思ってるんですが、これはどういうふうになっているのかよくわからない。利用者がふえれば自動販売機の収入がふえる可能性もあるんですが、それが一つと、西都原には置いていないからということなんです。西都原も置いてもいいんじゃないかなと個人的に思うんですが、それが入っていないというのは……。その仕組みを教えてください。

○大迫都市計画課長 まず、自動販売機の収入をこれまで指定管理者がどういう使い方しておったかということですが、これまでは、販売機による販売手数料の収入につきましては、公園利用者に還元するための自主事業の費用に充てておまして、これにより公園の利用促進に大いに貢献していたというふうに考えております。ただ、今回の第3期につきましては、平成24年度の当初予算編成方針から、県の歳入増を図るために県全体の取り組みとして公募するということになりましたので、公園内に設置してあります自動販売機についても公募するということにしたものでございます。今までは、先ほど申しましたように、自主事業の財源として指定管理者がその収益を使っておったと

ということで、今回の公募につきましては、公募期間が7月から9月までの2カ月間を設定しておいたんですが、先ほど申しました当初予算の編成方針というのが10月に生まれて、募集が終わった後でこの方針が決まったということで、自主事業のために自販機の収入を乗せたということでございます。

もう一つ、西都原公園に自動販売機を設置できないのかという件でございますけれども、指定管理者のほうもそういう提案を持っていました。ところが、あそこには西都市の観光協会とか地元の自治会もございまして、特に自治会長さんが、あそこは史跡であるし、古代に思いを馳せる景観が欲しいということで、公園内に自販機は置かないでくれという要望がございまして、それで置いていないということでございます。

○濱田県土整備部次長 委員会資料の13ページで御説明をさせていただきたいと思っております。下のほうに「参考」とございます。ここに「従前」と「今回」という例が示してございまして、従前は、指定管理者に支払う額としましては、いわゆる県が管理代行をお願いしている部分について指定管理料を支払っております、指定管理者はそれ以外に自主事業というのをやっております。それは、それに参加する方々からの参加費と自動販売機からの収入をその財源として充てておりました。今回も、第3期の指定管理者募集に当たりましては、従前と同じように、自主事業についての財源は自動販売機の収入を充てるという前提で提案をいただいております。ところがその後、今、都市計画課長が申しましたように、自動販売機については公募するというので、これは県の収入になるということで、指定管理者候補者が見込

んでおりました自主事業の財源である自動販売機の収入がなくなったということでございます。ただし、自主事業は評価しており、実施していただく必要がありますので、それに見合う財源を指定管理料に上乗せして、その分を県から支払うということでございます。

○丸山委員 ようやくわかったんですが、受ける側からすると、自主事業は自動販売機収入の年間300万円ぐらいをプラスしているんですが、本来は500万円ぐらいの自主事業収益を上げるつもりだったところも、ほかの提案としてはあるというふうに思っているのか。200万円ぐらいで自主事業をやろうと思っていたが、300万円追加になるから運営がやりやすくなるということも考えていいんでしょうか。

○大迫都市計画課長 先ほど濱田次長が申しましたように、自動販売機の収入は、応募した提案者が、それぞれ自主事業の財源として自販機収入をこれだけ見込むということで提案がなされておりますので、その自主事業の提案をきちっと履行していただくためには、その提案のあった額について今回加えたということで、提案額になっておると。

○蓬原委員 今の指定管理者ですけど、まずお尋ねしたいのが、どうやって委員の選定をやっておられるのか。あるいは自主的に手を挙げられて来られているのかということ。

それと、委員が決まったときの公表。事前か事後かということ。

それと、点数が、小数点以下のものとそうでないものがあるんですね。小数点ということはかなり細かく点数をつけておられるようですが、その違い。

それと、都市計画課は3つとも同じメンバーでやっておられます。建築住宅課だけが別な選

定委員名になっているわけですが、どうい
うことか。それは①の委員の選定の
ハウツーと同じことだと思っただけで、わかり
やすく教えてください。

○大迫都市計画課長 委員会資料の18ページを
ごらんください。(2) 指定管理者候補者の選
定の②に委員会のメンバーを記載してありま
す。その選定の理由でございます。まず委員に
は、この公の施設というのは公園ですので、公
園緑地、都市計画に関する学識経験者というこ
とで平岡委員長を選定いたしております。また、
地域交流、男女参画という視点から四方委員
を、公園利用者側の代表といたしまして齊藤
委員を、管理者の財務、経営を審査していただ
くという部分で陣委員を選定いたしております。
また、これらの施設の管理運営についての
判断をしていただくということで大田原次長に
委員になっていただいております。

○伊藤建築住宅課長 建築住宅課ですけれど
も、資料の26ページを見ていただきたいと思
います。県営住宅の指定管理につきましては、5
名の委員のほうにお願いしてありまして、県営
住宅、これは公営住宅ですので、住宅のセーフ
ティネット、要するに住宅にお困りの方々と
いうことで、福祉の面が強うございますので、そ
ういふ観点から、まず三宮委員は、大学で実際
に福祉の関係でタッチされているということ
で、学識経験者と福祉の面から。それから西委
員は、福祉の協議会ということで福祉の面から
見ていただくということ。大塚委員は、公認会
計士でございますので、経営の面からその団体
の評価をしていただくということをお願いをし
ております。俵委員は、利用者の代表というこ
とで、現在、県営住宅の中に住んでいらっしゃ
います自治会の会長さんのほうにお願いをして

おります。内栞保委員は、管理運営を見ていた
だくということで、県土整備部の次長のほうに
お願いしております。各委員がそれぞれの分野
で採点をしていただくということでこの5名に
しております。5名の選定に当たりましては、
行政の内部の決裁で受けております。

選定の理由としましては、先ほどもありまし
たけれども、県営住宅の場合には5つ大きな項
目がありまして、県営住宅の管理をする上
では、住民の平等な利用の確保、県営住宅の効
果を最大限に発揮する事業計画、管理に係る経
費の縮減、事業計画を確実に実施するための管
理能力、地域への貢献度、この5つの大きな項
目で評価をお願いしているところでありま
す。以上です。

○矢野空港・ポートセールス対策監 資料の12
ページをごらんください。ここに5名の指定管
理者候補者選定委員会メンバーを書いてあり
ます。まず委員長の根岸先生ですけど、根岸先
生には、最近では新みやざき創造戦略評価委員
等に就任されたり、また、宮崎県事業仕分け委
員会やNPO提案公募型事業の審査員などを歴
任しているところがございます。専門分野が経
済政策学・地域産業政策学であり、全般的な運
営・活性化等について、幅広い観点から審査
をしてもらうことをお願いしております。川島
先生は、公認会計士でございまして、その公認
会計士としての豊富な経験から、経営状況を的
確に判断していただきたいということをお願い
しております。野崎委員は、利用者代表とい
うことをお願いしてありまして、現にサンマリ
ーナ宮崎にヨットを所有してありまして、そう
いった点からも安全管理や入出港手続等の運
営面においても精通しているということをお
願いしております。福永委員は、アイロード
代表取締役

でございます。地域間交流誌「みちくさ」の編集長であり、地域のまちづくりや物づくりを題材に情報発信をいろいろされておまして、地域交流の視点で審査のほうをお願いしているところがございます。それから濱田県土整備部次長ですけど、施設の管理者としての確かな判断をしていただきたいということでお願いしているところがございます。以上です。

○蓬原委員 行政の内部の決裁で決定しているということですが、最初のリストアップ、この人がいいというのはどうやって選ばれたんですか。やっぱり行政の内部でお決めになっているんですか。

○大迫都市計画課長 委員の最初の選定につきましては、私どもが提案をしております。

○蓬原委員 決まった後の委員の名前の公表ですが、管理者候補者の皆さんが応募される前か後か。

○大迫都市計画課長 委員の公表につきましては、7月8日に募集を開始いたしておまして、そのときに募集要項と一緒に委員の方も公表しております。

○蓬原委員 それはとりあえず置いておきまして、点数が小数点と小数点なしがあるんですけど、この違いはどういうことですか。かなりシビアな評価をされているということなのかもしれないけど、わずか1.6点という違いのものもあるんですね。

○大迫都市計画課長 都市公園の選定といたしましては、住民の平等な利用の確保と、公の施設を最大限に発揮するかという5項目で評価をいたしております。各評価項目につきまして按分するというところで小数点が出ておるというところがございます。

○蓬原委員 私はどうということはないんです

が、先ほど、公園協会が多いのではないかとという丸山委員の発言もあったわけですけど、一種の入札みたいなものですから、やっぱりここはちゃんと公明正大で、周りから疑義というか、疑問というか、そういうのがないような形にするのが一番いいと思いましたので、事前か事後かということをお願いしたんです。事前というのはどうなんだろうという気が少ししないでもない。今聞きまして、後かと思ったんですけど。商工観光労働部でも国民宿舎のときにその議論をしたことがあるんですよ。事前だと、どうしても顔なじみだったり知っていたりするわけですから。評価というのは主観、客観でしょう。これを数字に変えていくわけだけど、数字となればいかにもシビアに見えるけれども、そこは本人たちの主観、客観ですからね。今どうということは言えませんが、そこがどうなのかなという気がしたんで、これが前がいいのか後がいいのかというのは、今後、疑義が出ない形にするためには一回検討したほうがいいんじゃないかなと思いますので、一応そこまでに申し上げて、質問を終わります。

○伊藤建築住宅課長 建築住宅課の採点につきましては、第2回の委員会で選定基準と配点を決めておまして、各委員100点が満点で、合計で500点ということですので、結果的には整数になっております。以上です。

○高橋委員 先ほどの指定管理料の自動販売機の関係でまずお尋ねしますが、その前に確認しますが、今回、都市公園条例の改正で自動販売機の御提案があるわけで、1台1年につきということだから、公募は1年1年やっていくということではないのでしょうか。

○大迫都市計画課長 自動販売機の公募につきましては、総務部のほうで統一事項を決めてお

りまして、設置期間は3年を超えない範囲で定めるということになっておりますので、都市計画課が所管します公園につきましては、3年としたいと考えております。

○高橋委員 条例についてまず確認なんですが、17ページの単位の1台1年につきというのはどういうふうに解釈するんですか。

○大迫都市計画課長 公募をするときの金額の設定の仕方を明確にしておかないといけないということで、1台1年での金額ということで公募はするんですけれども、最大3年ということですから、施設によっては変わる可能性があるということで1台1年ということで表記はいたしております。

○高橋委員 そこで指定管理のところに行くわけですけど、今までは自主事業で指定管理者に売り上げたほど入っていたわけですね。今度は県の収入だからということで、見込みでお願いをしたということは、超えた分があっても、それは指定管理者には行かないということですね。その逆もありますね。売れなくても指定管理者の手元に入るとのことですね。施設によっては500万近くだったり300万だったりあるみたいですが、いろんな根拠を示して見込み額というのは定められたと思います。ただ、自動販売機メーカーがかわる可能性がありますね。これは聞いた話ですが、大手はもうからんでもいいというところがあるらしいんです。高い入札金を払っても、とにかく設置すればいいと。そういうのもあって、そこで指定管理者が不利益をこうむらないか。それと、ちょっと思い出したのは、今回の歳入でも出ていたんですけど、木材利用センターでしたか、宿泊者が多くて、その分を歳入で受けるんだけど、それを今回の補正で別なルートで指定管理者に差し上げ

ているんです。公の施設でいろんな自主事業で知恵を出して工夫して、参加者をふやして自動販売機の売り上げも上げた。でも、それが頭打ちになるから、やる気といいますか、そこら辺、ひっかかってこないのかなというのをお尋ねします。

○大迫都市計画課長 委員会資料の19ページをごらんください。従前は、自動販売機の収入というのが、自主事業の財源として指定管理者に入っておったということでございます。今回は、この分について、県が公募して取ってしまうということになりますので、自動販売機の収入がなくなってしまうということから、委員が言われました見込み額というものは——今回の応募者は、自販機の収入が今までどおり自分の収入になるから、それを財源としてこの自主事業をしますという提案をしてきております。提案のあった自主事業をするための必要額を今回、県のほうから上乘せしてやるということにしておりまして、それが多い少ないというのは——選定した団体がもともと応募のときに、こういう自主事業をするからこれだけの財源が要するという提案の額そのものになります。そういうことからしますと、指定管理者が提案以上に費用的に不利益をこうむるということはないと考えております。ただ、県のほうにつきましては、公募するという形をとりますので、一般的には県の収入がふえるというふうに考えております。

○高橋委員 理解しようと思うんですが、例えば、港湾課の分は、指定期間は5年間じゃないですか。自動販売機の設置期間というのは最高でも3年という上限があるとおっしゃいましたね。途中で自動販売機のメーカーがかわってしまう可能性はあるわけで、それは自動販売機が

決まらなるとわからないことなんでしょうけど。しかし、5年間指定を受けて、自動販売機は変わった。売り上げは自動販売機にもよると思うんですけど——そこら辺の細かいところで心配があるなと思って申し上げました。今度の制度は指定料としてあらかじめ払っておくわけでしょう。事業がよくて参加者がふえて、予想以上に自動販売機の売り上げが伸びたら、県は助かりますよ。ただ、指定管理者の人たちは、うちに入る金じゃなかったのかなというふうに思いますね。そこらはうまく工夫できないか。

○大迫都市計画課長 都市公園につきましては、従前の取り扱いが、今までも3年の指定期間でしたので、自動販売機の収入というのは、幾らというのはわからないわけですが、実績で収益があった分については、利用者の利便性あるいはサービスの向上に資するような事業を組んで、利用者還元してくださいという協定になっております。そういったことで、私どもは収支の確認もして行っていますので、これまでの自販機の収入は、増減はありますけれども、利用者に対するサービスの向上に確実に還元されているというふうに考えております。

○矢野空港・ポートセールス対策監 宮崎港マリーナ、臨海公園、阿波岐原森林公園のほうですけれど、確かに、今回の指定期間が5年ということで、自動販売機の設置期間3年間を超えるところではありますけれど、今、都市計画課長もお話ししましたが、提案するときの見込み額を担保しているということで、提案者の不利益になることはないと考えております。

その見込み額に対して県が上乗せするものですか、県の収入がプラスになるかマイナスになるかというのは、それはまた実際にやってみないとわからないというところがあります。余

りにもその開差が大きいときは、また3年後とかに検討する必要があるかもしれないというところですよ。

○高橋委員 指定管理者制度というのは3年とか5年とか期間を決めています。途中で見直しといいますか、例えば、指定管理者側からの意見とか要望とかあったときに、それを聞く余地があるかどうかというのはどうなんでしょう。

○矢野空港・ポートセールス対策監 5年間という契約ではありますけれど、毎年度、事業計画に基づいて見直しというのは可能となっております。

○高橋委員 自動販売機の設置期間は最大3年とおっしゃっていますね。それが例えば5年もあり得るとか。指定管理者の期間が5年とかあるじゃないですか。そういうところも柔軟になれたらいいのかなという意見です。

○渡辺副委員長 関連で1問だけ。指定管理の長期的なあり方として、今回は県側の方針にタイムラグがあったからこういう措置をとりましたということですが、例えば3年後、5年後に改めて指定管理者の公募をするときというのは、自動販売機に関して言えば、県としては収入がふえているからいいことなんでしょうけれども、この方針が変わらない限り、次の指定管理の公募の際には、自動販売機の分というのは自主事業の財源としては省かれた事業提案がなされてくるというふうになると思うんです。その際に、全体の予算の中での比率がどのぐらいになるかわかりませんが、指定管理に出す目的というか、理由には、単にその場所を管理してもらっただけじゃなくて、自主事業をやってもらって魅力のある公園にしたりとか施設にするということが大きなねらいの一つだと思うんです。そのときに、県の財源がちょっとでも普

ラスになるという意味ではいいんですが、自主事業の財源を圧迫しているという意味では、自主事業のところで魅力ある提案をやりづらい、その活動がしづらい。参加費とのバランスがどのくらいかわからないので何とも言えませんけれども、そうなる可能性もあるということだと思えます。それについては、指定管理のあり方として、今後、次の3年後、5年後を見据えて考えていくときには、どういうお考えをお持ちなのかというのを伺いたいと思います。

○大迫都市計画課長 副委員長がおっしゃるとおりだと思います。都市公園の中では、基本的に営利企業というのが禁止されておりますので、利用促進のための自主事業の財源をどんどん捻出していくというのはなかなか難しい状況でございます。こういうことも含めると、利用者へのサービス低下を招くおそれがありますので、次期公募の手法については、総務部等関係機関と協議をして、やはり自主事業をやっていただいて、サービスの低下を招かないような形で考えたいというふうに考えております。

もう一点、先ほど、丸山委員のほうから、公園協会のOBの方は何名ぐらいかという御質問がございまして、公園協会の正職員は14名おられますけれども、OBはゼロでございます。期限付きの契約職員が2名、理事1名、計3名ということでございます。契約職員はOBが2名と申しましたけれども、全体では75名。理事は全体で4名、1名がOBということですよ。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

○丸山委員 勉強不足で申しわけないんですが、24～25ページに書いてあるサービス付き高齢者向け住宅というのはどういった施設というふうにイメージすればいいのか。グループホームとかそういうイメージでいいのか。

○伊藤建築住宅課長 サービス付き高齢者向け住宅というイメージなんですけれども、ちょっと背景がありまして、今後の高齢化社会を見ると、高齢の単身者、高齢者夫婦のみの方々というのが今後10年間で2万世帯ぐらいふえるという傾向にあります。そのために、要介護の方々は今、介護施設等に申し込んでいるんですけども、要介護1とか2とか、ある程度介護度が低い方々が申し込んでいるということで、結果的にそういう介護施設が足りないというふうな状況になります。今回のサービス付き高齢者向け住宅というのは、原則としては賃貸住宅であります。介護施設ではありません。ただし、賃貸住宅なんですけれども、例えば、その中におきましては、食事の提供とか、清掃とか、介護とかいうことで、介護事業者がサービスメニューとして入れることができるということで、どちらかといいますと、通常の賃貸住宅と介護施設の間を埋めるような、そういうふうな中間的な位置づけになります。以上であります。

○丸山委員 ちなみに、宮崎にも実際今あるということでしょうか。

○伊藤建築住宅課長 この制度は、国のほうが、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正しておりまして、この施行日が10月20日でありますので、現在はありません。これからの展開になると思います。

○丸山委員 あと気になるのが、24ページに、これまでは1件につき700円だったのが、かなり金額が上がるのと、それが不足することによって、1戸当たり100万円の補助があるということなんですけど、利用するほうにメリットがあるのか、県にメリットがあるのか、どういったふうに考えればいいのかを教えてください。

○伊藤建築住宅課長 まず、手数料の考え方ですけれども、従前の高齢者円滑入居賃貸住宅は、高齢者が入りたいというのに対して、民間賃貸住宅はなかなかそれを受け入れられないという実態がありますので、高齢者が入ってもいいという住宅を登録するのに700円を取っておりました。今回は中身が全く違いまして、サービス付きの高齢者向けの住宅を登録するわけですが、これにつきましては、中身としては、建物がバリアフリーなのか、どういうサービスがあるかということを厳密に審査して登録します。中身の審査が要るということで、事業者の戸数によって今回は申請手数料を変えております。ただ、見ていただければわかりますように、10戸以内であれば2万5,000円、戸当たりでいうと2,500円になります。100戸の場合は6万1,000円ですけれども、100戸で割りますと610円ということですので、それほど前と変わった金額にはならないというふうに思っております。

○丸山委員 この事業はイメージ的には福祉分野というイメージが強いですけれども、県土整備部が受けているというのが、ちょっとイメージがわからないのと、介護保険との差とか、それをもう一回、改めて教えてください。

○伊藤建築住宅課長 今回の高齢者住まい法の改正というのは、国土交通省と厚生労働省の共管で改正をなされたもので、ハード的な建物の供給については国土交通省の所管、どういうふうなサービスを提供するかということについては厚生労働省の所管で、両方の所管でこのサービス付き高齢者向け住宅を供給・促進していくというのが今回の改正の大きなテーマになっております。

○丸山委員 事業的に今からやりたいというよ

うな問い合わせとか既に来ているんでしょうか。

○伊藤建築住宅課長 県では4件、中核市の宮崎市で現在、2件受けております。具体的に申しますと、県では4件で、小さい物件でありまして15件、大きな件数であります142件ということで、*合計260件ほどの事前相談を受けている状況であります。

○蓬原委員 今のサービス付き高齢者向け住宅ですけど、国交省の補助ですね。11月でしたか、私の地元の隣の都城に隣接したところに来たんです。まだ人は入っていないんです。こういう名前だったかと記憶してしまして、60歳以上の方が入れる。さっきはないとおっしゃいましたが、まだ入居を始めていないので、ないという評価なのか。私も確認しないとイケないんだけど、制度適用がないということですか。補助基準が違うなと思っておるんだけど、そこはちょっと認識が大きく違うなと思って、これからは国交省もこういう高齢者向けの住宅をつくるんだなと、新たな展開だなと思ってかなり印象に残っていて、その認識の違いというのはそういうことでしょうか。11月初めの段階でお披露目があっただけで、予約が1件、2件の状況でしたから。そういうことかな。

○伊藤建築住宅課長 高齢者向けの住宅というのはいろいろな種類がありまして、例えば、軽費老人ホームにもA型とかB型とか、ケアハウスとかいろんな種類がありますけれども、それはサービス付き高齢者向け住宅ということでの竣工になります。

○蓬原委員 あいまいな情報なので、今おっしゃった軽費とかその世界じゃないんですよ。私も調べて確認してみます。

※63ページに訂正発言あり

○伊藤建築住宅課長 先ほど260件と言いましたけれども、相談件数は4件で、合計しますと260戸です。訂正いたします。

○松村委員長 質疑の途中ですけど、委員にお諮りします。午後4時を回ったところでございます。日程では午後4時までという形で最初にお諮りしておりましたけれども、まだ質疑もあり、報告事項も残っておりますが、本日はここまでとして、続きはあした午前10時からということでお諮りしたいんですけれども、いかがでしょうか。

〔「続行」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 暫時休憩いたします。

午後4時4分休憩

午後4時5分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

引き続き質疑を求めます。

○内村委員 今、高齢者向け住宅事業の登録申請手数料について議論がありましたけれども、建築住宅課で今、申請時の指導はできるとおっしゃったんですが、それがどこまで建築住宅課として携わっていけるのかをお尋ねします。書類上でバリアフリーになっていれば、それを検討するのか、それとも、建築確認じゃないんですけど、住宅ができたときにその検査までこの課でできるのか、それをお伺いしたいと思います。

○伊藤建築住宅課長 サービス付き高齢者向け住宅というのは、まず図面で審査します。建築住宅課でやる場合には、特にハード面ですが、バリアフリーの構造は図面で処理できますし、各居室の面積は25平米が基準でありますけれども、それ以外に台所とか水洗便所とか、こういうのを申請して図面を書いていただきます。建

築物をつくる場合には、各土木事務所で確認申請というのを出しまして、各土木事務所の建築主事が検査をいたします。そのときには完了検査も行いますので、そこで実態的には確認するというふうになると思います。

○内村委員 今、大きい会社になりますと、図面を書いて建築確認も自社で全部できると思うんですが、そういうときに不合理というのが出てくるんじゃないかなと思うんです。前に都城市で1件あったんですが、マンションをつくるときに、図面も会社でつくって、建築確認も完工検査も全部やって、すれすれのところがあって問題になっているところがある。それはこれでは考えられないんですか。そういうことはないんですか。今は大きい会社は建築確認から完了まで全部やれていると思うんです。

○伊藤建築住宅課長 設計事務所を抱えている建設会社はありますし、設計部門がない場合には、設定分については分離して設計事務所に依頼しまして、あとは建設をやるというような2つの方法があります。

御指摘の問題になった中身というのが、今回のサービス付き高齢者向け住宅の登録に影響するような内容だったのかどうかというのはわからないんですけども、これにつきましては、さっき言いましたように、高齢者向け住宅の確認といいますか、内容の審査については本課で行いますので、本課と出先と十分に連絡をしながら、審査を進めていきたいというふうに考えております。

○内村委員 今、業種の転換ということでこれに参入される企業が大分あると思うんです。この前も一般質問で出したんですけども、こういうものがどんどんできるけど、サービス付き高齢者住宅でありながら、スタッフとかいろん

な条件がそろわないうちにオープンになってきているような感じがあるものですから、そのところの精査を、図面で最初審査されるときにでき上がりまでちゃんとしていただくと思います。

○伊藤建築住宅課長 わかりました。そういうことで指導を徹底したいというふうに思っています。

○図師委員 サービス付き高齢者向け住宅というのは、今まで国交省がやっていた高齢者専用の賃貸住宅が形を変えたというか、そっちのほうの予算が底を尽きたといいますか、事業として行き詰まり感があってこのような新たな登録制度を設けた。民間の活力を生かした高齢者サービスのほうに転換していく方向性が出されたんだなと私は理解しているんです。今、蓬原委員が言われたのは、多分、前の国交省の財源でつくった箱物で、中身が介護保険適用事業所というのが結構県内にもあるんですけど、それが終わって、今度はこっちのほうのサービスに変わっていく。つまり、この介護つきの高齢者向けの住宅は、介護は介護で、施設型の介護ではなくて、訪問型の介護を受けるというような内容になろうかと思えます。ただ、その場合も介護保険が使えるというのはまだ決まっていなみたいで、利用者が訪問介護なり看護を受けたときには10割負担する可能性とかもありますから、入られる方の介護度が低いというのはありますけれども、かなり費用負担が大きくなるんだらうなというふうな感じは受けています。質問は、高橋委員も言われていたんですが、登録料がかなり大きくなっているというのは、何かに準ずるような規定になっているんでしょうか。

○伊藤建築住宅課長 登録料につきましては、

審査の時間というのを国のほうが示しております。その時間を参考にしまして出ささせていただきました。九州各県ともほぼ同じような金額になっております。

それから、先ほど申しましたように、100戸の場合は6万1,000円ですけれども、戸当たりになりますと610円ということですので、戸当たりになるとそれほど金額が大きいというふうには考えておりません。

それから、今、国のほうが建設の融資とか税制の優遇等への措置をやっております。10分の1ですから、戸当たり平均900万であれば90万ぐらゐの補助が出るということ。税制につきましても、試算ですけれども、5年間で43万ぐらゐ税金的に安くなりますので、これを制度的に活用すれば、100戸つくった場合の6万円というのはそれほど大きな負担ではないというふうに考えております。

○高橋委員 関連で、今の説明で確認しますが、手数料を取るのは1戸当たり610円だからそんなに負担はないと。ということは、この分は入居者に行くということなんですか。

いわゆるコストがかかりますね。安否確認はだれがするのかというのがあるでしょう。それでコストがかかるということは、家賃は恐らくある一定程度すると思うんですよ。その家賃は大体これぐらゐですというのがあれば教えてください。

○伊藤建築住宅課長 登録申請手数料というのは、着工する前に申請をするものですから、これにつきましては、事業者が手数料を納めるということになります。

それと、戸当たりの家賃ですけれども、これは当然、民間の賃貸住宅ということで建設されますので、民間業者のほうは入居されないと後

の経営が成り立ちません。恐らくその辺を考えられての設定になるというふうに思っております。

○高橋委員 先ほどの説明で1戸当たり610円になるというのは、それなりの負担を課せるという解釈を私はしたんです。実は、今、先行してこういう形態のものはあるんですね。いわゆる一般的な高齢者を集めた住宅の隣には訪問介護事業所があるんですよ。隣で行き来しているんですね。先ほど凶師委員が言ったと思うんですけど、出張介護を想定していると思うんです。あるいは1階が訪問介護事業所になっていて、2階以上が高齢者住宅になっていたりとかですね。これは厚生労働省が一本化でやってくれたほうがよかったのに、縦割りだなど。最初議案を見たとき、厚生労働省だろうと思ったら、国土交通省だったからびっくりしました。厚生労働省がやってくれたほうがすっきりするのになと思いました。

○白賀道路建設課長 先ほど丸山委員の御質問にありました跡江川橋の落札率でございます。率だけを申し上げますと、90.06%の落札率になってございます。以上でございます。

○松村委員長 それでは、質疑がないようでございますので、議案については、ここで終わります。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○谷口道路保全課長 委員会資料の28ページをお開きください。道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして、御報告いたします。

今回の報告は、国道265号の枝の落下事故以下、物損事故が5件でございます。事故内容別の内訳は、落石事故が3件、枝の落下事故及び

穴ぼこ事故がそれぞれ1件となります。発生日、発生場所、路線名等につきましては、資料に記載のとおりでございます。損害賠償額の範囲でございますが、一番少ないので3万6,182円、一番高いので36万3,439円となっており、これらは、すべて道路賠償責任保険から支払われることとなります。引き続き道路パトロールの徹底など、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

○伊藤建築住宅課長 建築住宅課であります。委員会資料の29ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

石はね上げによる車両破損事故による損害賠償であります。平成23年7月7日に、串間市にあります県営上浜田団地におきまして、串間土木事務所の職員が草刈り機で団地内の草刈りを行っていたところ、はね上げた石で団地内に駐車してありました車両の窓ガラスを破損したものであります。調査の結果、事故の責任は県に存すると判断いたしまして、記載の相手方と和解契約を締結したものであります。平成23年10月24日に、専決によりまして2万6,880円を損害賠償したものであります。

建築住宅課は以上であります。

○松村委員長 執行部の説明が終わりました。報告事項についての質疑はございませんか。

○内村委員 道路保全課にお尋ねします。23年6月20日と7月1日、同じ場所の同じ327号線で起こっているんですが、これは、距離的に同じところなのか、場所的に大分離れているのか、それと、人身に対するけがとかはなかったのかをお尋ねします。

○谷口道路保全課長 場所的には近いところで

ございます。人身ではございません。以上です。

○内村委員 これは落石があったのに乗り上げたということでしょうか。そこをもう一回お尋ねします。

○谷口道路保全課長 下から2番目につきましては、走行車両の直前に石が落ち、車両がそれに乗り上げて、バンパーやオイルパンなどを損傷したものでございます。一番下につきましては、車に直接石が落ちまして、フロントガラスを破損したというような事故でございます。

○内村委員 その事故の現場は、その後、補修とか金網なんかはどんなになったんでしょうか。

○谷口道路保全課長 すべての落石現場にすぐ網をかけるというのは、数が多過ぎてできないんですが、こういった箇所につきましては、優先的に次年度の計画に盛り込むなどして、なるだけ早く、再度その場所で発生しないような取り組みはしているところでございます。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

○緒嶋委員 こういう場所は「落石注意」とあるんですけども、どういうふうに注意すればいいんですか。

○谷口道路保全課長 文字のとおりでございます。なるだけ前方を注視していただいて、落ちている石に当たらないように走行するというのもございます。例えば、見えるところに落ちている石に当たった場合は、ある程度被害者の方の過失ということで相殺されることになっておりますので、当たらないのが一番なんですが、そういうことでございます。

○緒嶋委員 「落石注意」というのは注意するほうもなかなか難しいわけですね。だから、こういうところは早く安全施設をやるというのが

必要で、東白杵の椎葉村、諸塚村あたりは特に道路整備がおくれておるといふことの証左でもあるわけですね。こういうところはできるだけ整備を急ぐと。「落石注意」の看板も取ってもらわないかんわけですので、よろしくお願ひします。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。質疑がないようです。

次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○伊藤建築住宅課長 建築住宅課であります。委員会資料の30ページをお開きください。子育て世帯向け期限付き入居の募集結果等について御報告申し上げます。

1の概要にありますように、県営住宅の期限付き入居制度につきましては、ことし6月の定例県議会において条例改正を行ったところであります。9月には宮崎土木事務所管内の第2回定期募集におきまして、初めて宮崎市内の小戸団地で子育て支援の一環として、子育て世帯向けに期限付き入居の募集を実施いたしました。11月に入居したところであります。

2の募集内容としましては、対象者は、両親と未就学児2名以上を有する子育て世帯とし、その他は記載のとおりであります。

3の募集結果につきましては、募集戸数16戸に対しまして42世帯の応募があり、今回の宮崎土木事務所管内の全体の募集倍率が6.16倍に対しまして、2.63倍となっております。

4のアンケート結果の概要でありますけれども、31ページのアンケート調査結果をごらんいただきたいと思います。ことしの9月11日、12日の両日に実施いたしました入居者募集説明会におきまして、来場者を対象にアンケート調査を実施いたしました。161名から回答を得たとこ

るであります。「子育て世帯向け期限付き入居制度については」という項目につきましては、「よい」「どちらかといえばよい」というのを合わせますと約9割の方が賛同した結果になっておりまして、「入居期間」につきましても、おおむね歓迎されている結果となっております。「子育て世帯が多く入居することについて」は、「子供同士が遊べる」とか「交流ができる」など、子育て世帯の交流を評価する結果となっております。

次に、30ページにお戻りいただきたいと思っております。5の今後の取り組みについてでありますけれども、募集倍率やアンケート調査結果によりますと、県民におおむね歓迎されていることから、対象団地の立地条件や地域のニーズ等を勘案の上、今後は、募集団地を県下に段階的に拡大することとしております。また、入居後の子育て世帯に対する支援としまして、指定管理者との協働による出前相談会を定期的を開催することとしております。また、このことから、先日、12月4日（日）に、この小戸団地内の集会場におきまして、子育て支援活動を行っておりますNPO法人ドロップインセンターなどの協力のもとに、第1回の出前相談会を実施しまして、子供向けのイベントを行うなど、子育て世帯の交流が図られたところであります。

建築住宅課は以上であります。

○松村委員長 執行部の説明は終了いたしました。その他の報告事項について質疑はありますか。

○丸山委員 今後、非常に県民のニーズが高いということで、立地条件とか地域ニーズにかかわるので、広げていきたいということなんですけれども、宮崎市内だけというより、もうちょっと人口の少ない過疎地域にしてみらうと

……。学校の維持とか、串間のほうで高校もなくなるのではないかという非常につらい意見が出されたときに、そういう可能性もあるというふうに思っているのか。これは子育てということで、都市部を中心に今後とも引き続き検討していくという方向なのか。どういう考えでいらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○伊藤建築住宅課長 子育て世帯のアンケートを見ますと、今回は16戸ほど入れているわけですが、右の一番下のほうにアンケートが出ていますように、子育て世帯がたくさん入るということは、入居者の方々からは、子供同士の交流があるとか親同士の交流があるということで、評価がすごく高くなっております。このような結果を見ますと、新しい団地で建てかえをすると割と戸数が多くなりますので、そういう建てかえの団地を利用しながら、県下に拡大を図っていきたいというふうに思っています。現在、建てかえは、年間に1団地をやっておりますので、これを県下それぞれに拡大しながらということで今後考えていきたいというふうに思っております。

○丸山委員 要望としましては、改修する団地というのは基本的に都市部が多いんじゃないかと。特に高原にも昔、県営住宅があったんですが、利用者がいないから廃止になってしまったということなんですけれども、そういうことを考えると、できる限りそういった考えを今後は地方にも持っていただきたいなということをお願いしたいというふうに思います。

○松村委員長 ほかにございませんか。

質疑がないようでございますので、それでは、その他について何かございませんか。

○緒嶋委員 県土整備部長はどうお考えかなと思うんですが、宮崎県の高速度道路の整備率は全

国で最低ですね。国の整備局の職員なんかを地方に移管して二重行政をなくそうとかいう意見があるわけですが、そういうことをやることによって直轄事業がなくなれば、逆に宮崎県の道路整備そのものはおくれるんじゃないか。職員をそれだけ抱え込んで、人件費等もどれだけフォローしてもらえるかもわからん中で、特に九州は地方分権とか地方主権の中で、宮崎県が余りそれを急ぐことは、宮崎県のために本当になるのかなという気がしてならんわけです。県の事業と直轄事業とを組み合わせると道路整備、港湾整備、河川整備等をやったほうが、宮崎県全体のメリットのためには効率がいいんじゃないかなという気がします。しかし、知事会等は、地方分権については我々と考え方がちょっと違うんですが、特に福岡とかある程度整備の進んだところはそういう意見もあっていいかと思うけど、宮崎県の場合は、立場が全然違うわけだし、そういう整備がおくれているということを考えた場合に、知事と皆さん方と、考えやニュアンスの違いもあるかと思うんですけど、このあたりをどういうふうに考えておられるか、部長の意見を聞きたいと思います。

○児玉県土整備部長 非常に難しい課題であります。まず、本県は社会基盤整備が非常におくれているわけですね。特に直轄でやっています高速道にしても、直轄国道、河川にしても、整備が全国的におくれている。整備が進んだところからだんだん地方に整備の順位が回ってくるというか、今からやっと地方整備してもらおうという段階になって、丸ごと地方に来たときに、同じ考え方でおけているところをちゃんとやってもらえるのかどうかという枠組みがどうなるかもさっぱりわからない。また、丸ごと来たときに、費用をちゃんと見てく

れるかどうかもわからない。そういう不確定な要素がかなりありますから、今の段階でどっちがいいとかいう判断は非常に難しいかなと思っ
ていまして、私としては、特に高速道については、国の責任でしっかりやってもらいたいという思いでおるところでございます。知事会としては、丸ごとという話も出ていますから、それに対しては、私どもとしては、それによるメリット・デメリットというものもしっかり訴えるといえますか、話していきたいなというふうに考えておるところでございます。

○緒嶋委員 東九州も日南から串間、志布志のほうに向けてもまだ基本計画であり、また、中央道路についても整備率はわずか数%。そうなれば、地方分権と言われても、人と金とすべてがこちらの思うとおりに来るはずもないわけですね。九州でもバランスよく整備がほとんど終わった段階で九州は一つだというような発想は理解できるけど、今の段階で直轄をなくして、今度も直轄の負担金等で80億も整備が進むということはありがたいことではありますが、そういうことを考えた場合に、拙速に地方分権だ何だという中で進むことが本当にいいのかということとは十分考えて進まなければ、逆にそのことで宮崎県の整備がますますおくれる可能性のほうが高いんじゃないか。そういうスタンスで物を進めていくという、宮崎県はそういう姿勢で進んだほうがいいんじゃないかなと。どちらにメリットがあるかといっても、先の見えない中ではメリットがあるとは言えんわけですね。だから、今の形の中で国の責任で整備を急いでくれということを中心に物を考えていくほうが、私は宮崎県民のためになるというふうに思うんですが、どうですか。

○**児玉県土整備部長** 委員がおっしゃる御意見もよく理解できるところであります。私どももある意味は同じ思いであります。県土整備部だけの判断でもまずいでしょうから、その辺は県の内部でもしっかり意見交換しますし、必要な情報もとりながら、また国のほうとも意見交換をしていきたいと考えております。

○**緒嶋委員** ぜひ、お願いします。

○**蓬原委員** 最近余り話題にならなくなりましたが、建設業の予算が少なくなったことによる倒産状況、たまに大口があったというようなお話も耳にするわけです。この前のテレビの報道では、ほかの業種も含めて倒産件数は、今までよりは若干減ってきたという報道はありましたが、建設業ということに限定してどういう状況にあるのか教えてください。

○**江藤管理課長** 年度別で申し上げますと、建設業につきましては、これは民間機関の調査でありまして、負債総額が1,000万円以上ということにとらえたときに、今年10月末現在で17件という状況になっております。10月自体はゼロということでありまして。最近の状況で見ますと、22年度が年度全体で22件、21年度が32件という状況になっております。

○**蓬原委員** 傾向としては、この3年間の様子を見ると減る傾向にあると。今年度は少し残っていますけど、そういう傾向だと認識していいでしょうか。

○**江藤管理課長** 20年度が建設業で57件、21年度が32件、22年度が22件ですけれども、23年度に入りまして、昨年と同期比で見ると10月末現在では3件ふえております。残りが、年度でいきますから3月までございますので、状況としては微増かなという状況であります。

○**蓬原委員** この前が商工観光労働部だったん

ですけれども、リーマンショックから、またここに来て東北大震災等々いろいろありまして、景気・雇用対策というのが大きなテーマになっておるわけですけれども、県土整備部でできる景気・雇用対策とは何なのかということテーマとして持っていただくべきかなというふうに思うんです。その中で一つ、住宅リフォーム制度は内村委員からも質問があったし、議会でも一回、全会一致だと思っておりますが、請願を採択しているわけです。本会議の答弁を聞いていると、御検討というようなことで、あと一步の踏み出しがないなと思うんですけれども、それ以上突っ込みませんが、我々も内部で議論しますが、県土整備部でできる景気対策とは何か。予算の制約があるのはよくわかっています。国からも減っている。その中でトリガーというか、引き金というか、そういうことの景気対策、余り予算は使えないけれども、広がりがあるような、何かそういう呼び水政策みたいなものがあるといいかなと思っています。そこで、具体的に出たのが住宅リフォーム制度であって、広がりが多いからということですので、そういうことを考えていただくとありがたい。もし、部長に何かこれをやりたいんだというのがあればお聞かせいただきたい。

○**児玉県土整備部長** 常々思っていることではありますが、なかなか少ない費用で大きな効果が出る、公共事業をふやすのが一番いいわけですけれども、すそ野が広いですから。なかなか予算がふえない。ではどうするか。工夫せないかんという話ですね。そこで、今よく出ているのが住宅リフォーム。もう一つは、住宅でいいますと耐震対策、そういったものを県が少しお手伝いすることによってかなり広がる部分もあると思います。そういったことも含めて、少ない

投資で大きな効果があるようなことについて考えていきたいと思います。

また、今回の議会で取り上げられました地産地消という視点も、県内の景気ということを考えてときに大きな視点かと思います。そういったことも含めて、今、委員のほうからいろいろ言っていただきましたけど、我々としても景気対策にどうやったら結びついていくかというのを今後も真剣に考えていきたいと考えております。

○松村委員長 ほかにございませんか。

ないようでございます。以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時42分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

明日午後1時30分からの再開ということで、本日の委員会を終了いたします。

午後4時43分散会

平成23年12月8日（木曜日）

午後1時30分再開

出席委員（8人）

委員	長	松村	悟郎
副委員	長	渡辺	創
委員		緒嶋	雅晃
委員		蓬原	正三
委員		丸山	裕次郎
委員		内村	仁子
委員		高橋	透
委員		囎師	博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	関谷	幸二
議事課主任主事	野中	啓史

○松村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いたいと思います。採決につきましては議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは一括して採決いたします。

議案第1号、第3号、第4号、第7号、第13号、第15号、第25号から第29号、第31号、第33号及び第36号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外13件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。請願第3号「宮崎地方最低賃金改正についての請願」ですが、当請願につきましては取り下げ申し出がなされております。取り下げの申し出を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議がありませんので、取り下げを承認することに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩します。

午後1時32分休憩

午後1時39分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査についてであります。閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 何もないようですので、以上で

委員会を終了いたします。

午後 1 時40分閉会